監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第七號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行　（大正八年七月二十日發行）

目次

論說（戰後國民的自覺に就て附囚人思想の善導……典獄　上田定次郎……（一）
講演（犯罪に對する社會的反動の形式と内容……第三高等學校教授文學士　十時彌……（六）
統計（大正八年五月中入出監竝月末在監人員表外三表……（二六）
寄書　若き犯罪人の告白……典獄　寺崎勝治……（三三）
　　統計に現はれたる各監獄の成績（承第廿二卷第一號）……監獄局　藤井藤藏……（三六）
譚叢（時事だより……（四〇）
　　予は看守諸君と語る（二十六）……典獄　有馬四郎助……（四〇）
　　暑說一束……霜翰……（四二）
雜纂　藥籠（五）……福岡苅屋老龜……（四四）
　　東京市安全週間の創設……（四七）
通信（浦和監獄本分監に於ける藤田式息心調和法成績……（四八）
彙報（被告人の逃走逮捕其他——叙任——會報……（五四）

論說

戰後國民的自覺に就て

附囚人思想の善導

典獄　上田定次郎

交戰五年の久しきに亙り全世界を震撼したる曠古の大戰も今や全く干戈を戢め媾和條約の締結亦茲に終を告げ是より進んで更に國際聯盟及國際勞働條約等の大問題を講究せられんとするの時期に迫れり、然り而して世界列國は何れも擧國激勵相競て國力の恢復に銳意し其緊張したる戰時氣分を移して以て戰後の籌畫經營に努力し更に滿幅の精力を傾注して輸贏を平和の競爭場裡に爭はんとし今や新銳の意氣方に磅礴たるものあり、此の時に當りて吾國の近狀如何を窺視するに一般國民は未だ何等戰後に處すべき些の對策あるなく滔々相率ゐて奢侈享樂を事とし浮華淫逸の弊日を逐ふて盛んならんとするの傾向あり、卽ち放縱醜穢の欲求に驅られ只管空漠たる幻影に奔命し遊蕩無賴將に醉生夢死の惡夢に襲はるゝ遊冶郎の如く全く本能の衝動に任せて幻滅の虛飾に彷徨するの結果は遂に刑辟に觸るゝ結

累を招來し全國多數の監獄に於ては在監者日に增加するの傾向あり、此に於てか吾曹治獄の職に在るもの如何の覺悟を以てか此の風潮に對峙せんとする、想ふて茲に到れば豈に慄然たらざるなきを得んや。

凡そ如何なる國民と雖も其國相當の國民的大理想なるものなきはあらず、若し夫れ之なくんば如何なる國家と雖も到底偉大なる發達を遂げ得べきものに非ず。古來史に徵するも大國の將に勃興隆盛ならんとするや、必ずや、其國民を一貫したる一大理想の鬱勃澎湃たるものあるを見る。而して其國民的大理想なるものには必ずや亦其背後に潛在せる强烈なる國民的自覺の隨伴するものあらざるはなし宜なる哉平和來の今日、我國朝野の間擧つて此大帝國的大理想の發現せんことを希求するの念一層痛切なるものあり、豈に夫れ帝國的大理想なる哉

吾曹は以上の趣旨を移して以て少しく現在に於ける治獄の實況に論及せんと欲す、近時犯罪は年と俱に遞加するあるも些の減少を見ざるのみならず、一面亦累犯受刑者逐年增加するの傾向あるは國家の爲め洵に不祥事に屬す、統計の示す所によれば新受刑入監者中の累犯者歩合は大正元年に於て三割二分九厘なりしもの年と共に增率し大正四年に於ては三割九分五厘を占め累年漸增し現に各監獄間に於て前科身分帳の往復頻繁にして煩に堪へざるものあり、卽ち吾國內地に於ける六千萬の人口中より年々出す所の五萬有餘の新受刑者中、初犯者六割餘にして累犯者は實に四割に近き多數を占めり（而も此に所謂初犯者は單に刑法上に於ける夫れを指稱するものにして尙此他に多數の再犯以上の入監者

の混入せるを思はざるべからず）然り而して一方亦大戰亂勃發以來、最近兩三年の經濟方面を查察すれば寔に好況順調にして戰前に比し著しく各種事業の勃興に伴れ前古未曾有の輸出超過を見るの結果國民の富力財力に於て莫大の餘裕を見るのみならず將に優勝の結果を獲得したるは實に掩ふべからざる事實にして之に伴ふ所の物價の奔騰狂昂等は殆んど眼中に置かれざりしも、今や平和來の今後の事業及經濟方面は果して如何、想ふに昨年十一月休戰以來軍需品等物貨の輸出は頓に劇減し現に本年一月以來、輸出入は全く逆轉し却て輸出入の比較に於て差引二億圓以上の輸入超過となれる統計より之を推するも今後に於ける經濟狀態は眞に寒心に堪へざるものありて存す、加之戰爭中好景況に伴ひ騰げたる物價は依然として降下の兆候なきのみならず却て益々狂騰するの傾向ありて殆んど底止する所なきは想像に難からざる所にして、彼を思ひ是を想へば今後に於ける經濟狀態の不況險惡に加ふるに國民生活の不安定は蓋し到底免るべからざる事相なりと云ふも決して過言にあらざるを信ぜり——換言すれば卽ち戰時中に於ける好況餘財は今や將に杳として其影を止めず平和と共に襲來するものは國民生活上の不安に基く壓迫ならざるべからず、果して然らば前日は醉生夢死、享樂にのみ耽溺したる國民は此際一大覺醒を爲さざるべからざるは蓋し必然の歸結なりとす。殊に亦監獄方面より云ふも戰時中、經濟上餘裕ありし日に於て尙且犯罪者の漸增を見たるもの戰後に於て經濟及生活の兩方面より不況不安定に陷ることゝせば其結果や旣に知るべきのみ、蓋し監獄の狹隘不足を感すること之れなきや吾曹は杞憂に堪へざるなり、宜なる哉近來內務、農商務、大藏、遞信省等に於て其僚屬を督し

民力涵養、産業奬勵及貯蓄等に關し着々其善後策を講究せられつゝあるは洵に時機を得たる措置にして吾曹は極力之を贊同するに吝ならざる所なり。希くは此際國民一般の自覺覺醒を望むや切なるものある所以實に茲にあればなり、一面亦顧て既往五年に跨る大戰亂より招來し來りたる必然的副産物とも見做すべきは實に昨今世界を風靡せると迄云ふべき正義人道又は自決的國民の態度とも云ふべき思想界の大變革是なり吾曹熟々昨今の思想界を觀察するに今やデモクラシー即ち民本主義なるもの滔々として世界の思潮を壓し官僚思想を批難するの極、其相反撥する所其間特に一大溝渠を築かんとするの傾向あり、殊に昨今に至りては其潮流漸く劇甚となり就中甚しきものに在ては極めて誤解されたるの寧ろ大に履き違へられたる民本思想に驅られ放肆專恣の言動を往々實現せらるゝに至りたりと云ふに於ては一層此思想界に就き一般國民の自覺反省を促がさざるべからざるは勿論、若し亦斯の如き思潮の片影たりとも罪囚の頭腦に漸く彷彿侵入することありとせんかそは由々敷大事にして吾曹は今の時に於て大に警戒注意を怠るべからざると同時に寧ろ之を適當に善導し融解し以て我國體の精華に毫末も觸れしめざるの用意なかるべからず吾曹何が爲めに斯る杞憂を說くか之決して故なきにあらず、即ち一般思想界の潮流は今や實に危險界に磅礴として生活上の不安定と共に勃興變遷し易き時代思潮と思惟すればなり。看よ彼の米國「シンシン」監獄に於ける自治制の實施を。固より吾曹は是等の自治制度を直に採て以て我國が之に倣ふが如きことを夢想するものにあらずと雖も亦以て時代思潮の一端を窺ふに足るべく、果して然らば如斯思潮を輕々に閑却する能はざるは勿論寧ろ進んで時代の趨勢に

順應し、適切なる考慮を用ひ、剴切なる理解の下に其誘導感化に任じ以て行刑の適實を期せん事、蓋し目下の急務なりと信ず。即ち此の意味に於ける從來の行刑は其個々の場合に於ける實際の處遇上、戒護と謂ひ、作業と謂ひ、敎誨に敎育に、其全般に亙り餘りに保護的色彩の濃厚ならざるやを憂ふるものなり、即ち人智の進歩今日の如く漸次個人的に覺醒しつゝある彼等に對し徒に舊態に泥み唯單に賴らしむべし知らしむべからず底の處遇を以て果してよく敎化指導の重任を完ふし得べきや頗る疑問とせざるべからず。故に吾曹は警醒一番、劈頭先づ彼等の人格を認識し扶助し宜しく彼等自らをして深刻に內觀省察し自重自制、所謂世界の大勢に順應し自主的獨立心を涵養し以て人類の本然に復歸せしむべく、一層、自覺觀念の誘導啓發に努むべきにはあらずや自覺に基く改善の實擧りてこそ茲に初めて犯罪の前に心身の安全たるを得べく從て犯罪の豫防防遏の目的を達し得べきなり吾曹が茲に揭題の事項に付高唱する所以も亦實に此處に存す。讀者幸に行文の拙なるを咎めず文外に意の寓する所を察せられんことを望む。

講演

犯罪に對する社會的反動の形式と內容

（近畿監獄職員集話會席上に於て）

第三高等學校教授　文學士　十時彌君

諸君。今日の御集りに於きまして一場の講演を致すことを得ますのは私の光榮とするところであります。過日赤塚典獄から何か本日の會合に御話を致すやうにといふ御仰がありまして、自ら揣らず、御引受は致しましたけれども、何も御話を致す程の好い材料を有つて居るのでもありません。殊に此頃少し忙しい用務に妨げられまして、特別に準備を致す機會を得なかつたので、今日茲に壇上に立つて諸君に對するに及んで、洵に餘りに大膽であるといふことを悔ゆるの感あるのみであります。そこで特別の準備もない、淺薄な御話を致すことに就いて御諒恕を乞ひ、只平素考へて居ります事の一端を述べたいと存じまして、極抽象的な事でありますが、此處に掲げました問題に就いて少しく諸君の御批判を願つて見たいと思つて居るのであります。私は元來監獄の事に就いて。監獄のみならず犯罪

に關する事柄に就いて、殆んど實際上の知識を有つて居りませんのであります。只少しく興味を感じて社會學上の見地から、理論的考究を致して居るのみであります。從つて御話申します事が何等實際上の問題に觸れないで、極抽象的の理論のみを申上ぐるだけでありますことを前以て御斷り致します。

演題は「犯罪に對する社會的反動の形式と內容」といふ頗る長い問題であります。頗る長い問題でありますが、主意は極めて簡短であります。只どうもさう申上げるより外には適當な言ひ現し方がなかつたから、さういふ風に綴つたのでありまして、之を「刑罰の形式と內容」と申しますと、私の御話しやうと思ふ事には狹くなりすぎるのであります。といふのは、刑罰といふことはつまり犯罪に對する社會的反動の只一部分たるに過ぎないのであります。或は「法律の形式及び內容」と申しますればもう少し廣く聞えるやうでありますけれども、それでも私の御話申上げやうと思ふ點を充分言ひ現すことが出來ないのであります。つまり犯罪といふのは申す迄も無く一の社會現象であつて、之に對する社會的反動といふことも亦一の社會的事實であります。法律も刑罰も此社會的反動の一部分に過ぎないのでありまして、社會的反動といふことはもう少し廣いものであるのであります。或は幼年犯罪者の處分と申しましても、或は免囚保護の問題と申しましても、是等は總て犯罪に對する社會的反動に外ならぬのであります。斯樣に社會的反動は色々に複雜なる事柄を意味するのであるが、併しながらそれは皆一貫した事柄でありまして、つまり犯罪といふ社會的現象に對して社會が之に反動する事實を謂ふのであります。從つて是等の事柄は個々分立すべきものではなくして、全體としては有機

的關係、卽ち密接離るべからざる關係を有つて居るべき筈のものであります。從つて社會が犯罪に對して社會的反動を加へるといふことに就いては、やはり其一貫せる原理が全體を貫いて居るものであるといふことを考察することが出來るのであります。斯かる意味に於ての形式と內容といふことに就いて少しく私の考へて居ることを申上げて見やうと思ふのであります。

そこで、犯罪は、其原因の如何を問はず、總て非社會的のものであります。其原因に就いては、申す迄もなく、個人的要素、或は社會的要素等があるのであつて、細かく御話を致せば隨分複雜な事でありますが、其等の原因如何を問はずして、悉くこれは非社會的事實であります。卽ち犯罪はつまるところ社會の存立安寧を侵害するところのものに外ならぬのであります。此の故に、社會が其安寧存立を侵害するものに對して、社會的反動をなすといふことは、固より社會の權利にして且つ義務であります。此故に、社會が法律を設け、或は刑罰を作り、或は其豫防の途を講じ、或は改善の方法を求めます。或は遡つて犯罪の結果を究めて之を矯正せんとする如きは、總て私の意味する社會的反動であります警察の仕事でも、裁判の仕事でも、或は其の他の行刑の事でも、或は保護の事務でも、皆是れ社會が其存立のために犯罪に對して加へて居るところの所謂社會的反動と見るべきものであります。それですから、是等の個々の仕事は、總て社會的反動といふ一の仕事の各部分であつて、從つて、是等の仕事が皆統一的、有機的の關係を以て成されて居らなければならん筈のものであらうと思ふのであります。然るに是等の個々のものが、斷片的に互に相孤立し、甚だしきは相衝突する如きことがありまして

たならば、是れは犯罪に對する社會的反動といふ事柄が充分に效果を奏することの出來ないことになつて來るものではあるまいか。現在に於て、犯罪に對する社會の反動が充分に其功を奏することが甚だ困難であるといふことは、つまり是等の點に就いての考究が尙足りない所があることも、一の原因に違ひないと思はれるのである。一口に申さば、私の意味する社會的反動といふことは、今申しました事で明かでありますやうに、法律であれ、刑罰であれ、保護であれ、感化であれ、總て是等の社會が犯罪に對して行ふところの社會的反動全般のことを意味して居るのであります。卽ち至つて廣い範圍に於ける社會的反動であるといふことを豫め御承知が願ひたいのである。

次にやはり問題の意味に就きまして、形式と內容といふことの關係を簡略に申上げて置きたいと思ひます。形式と內容といふものは、更めて申す迄もなく、いづれも常に相俟つて離れざるところのものでありまして、形式のみ存在して內容のないものもなければ、內容ばかりあつて形式のないものもないのであります。例へば、此處にコップがあると致します。此コップが圓い形をしてゐるといふことは、此コップの形式であるが、併しながら、此コップが硝子で出來てるといふことは、此コップの內容である。而して、此コップが圓い形をしてゐるといふだけでは、此コップを完全に說明することは出來ないのであつて、これが硝子によつて成立つてゐるといふことを同時に考へなければならない又これと同じ形のものを、例へば土で以て拵へるとすれば、形式に於ては同じであるけれども、內容は違つてゐる。試みに之を壞してしまへば非常に違つた形になつてしまふ。併しながら、其內容は同

じである。さういふ風に、形式と内容とは、物に於て必ず常に兩立すべきものであります。物といつても獨り有形の物のみに限らない。有形、無形、總ての物に就て、形式と内容といふことが考へられるのであります。卽ちいかなる場合に於ても、形式は内容を具へて存在し、内容は形式のもとに存在するものであります。

此の如く形式と内容とは常に離るべからざるものではありますが、之を抽象的に考へて來るときには形式の方から見ることゝ、内容の方から見ることゝに於て、見解が違つて來るのであります。此事は後に申上げますが、例へば倫理學の方面に於きまして、人生の目的は何であるかといふことを說くとする。言を換へれば、善惡の標準は何處にあるかといふことを研究するとする。これに就て、倫理學者の說くところの形式觀と内容觀に於て著しく違があるのである。是れは私の言を俟たず、能く御承知であらうと思ひますが、詳しく申せば、人生の目的は何であるかといふことに就いて、良心の命令に從つて行くことが人生の目的であるといふ、例へばバトラーの學說や、或は人間の理性の法則に從つて行動するが人生の目的であるといふ所謂合理說と名けるカントの學說の如きは、之はつまり形式觀であります。卽ち人間のなすところの行爲が、良心の命令又は理性の法則に從つてゐればよいのである。其行爲がいかなる内容を有してゐるが、それが世の中の爲になるかならないか、人の爲になるかならないかといふやうな事は問ふところでない。人の爲す所の事が其人の良心の命令又は理性の法則に從つてゐさへすればよいと說きますことは、卽ち人生の目的を形式的方面から見たものであつて、此見解によりますれば、行爲の内容、或は行爲の結果といふやうな事は問ふところでないのであります。處が之に反對してベンザムなどが說きまする所謂功利主義、卽ち人生の目的は最大多數の人に最大幸福を與ふるに在るといふやうな議論は寧ろ人生の目的を内容の方面から說いたものであります。何となれば、自分のなすところの行爲が、其實質に於て、社會に幸福を齎し、多數の人に快樂を與へるものでなければならんといふのでありますから、前說と異なれる内容觀である。卽ち其行爲が良心に從ふとか理性に從ふとかいふことは問ふところでない。其形式は問ふところでない。約言すれば其結果に就いて、其實質に就いて、其内容に就いて考へたものであると見ることが出來るだらうと思ふのであります。

此の如く、倫理學說の上に於て、形式の上から見たところの考と、内容の上から見たところの考とに於て、全く相異なれるところの主張が存在してゐるのである。併しながら眞の人生の目的といふことを理解しやうとするが爲には、例へばコップは圓いものであるといふだけでは滿足でなく、或は又コップは硝子であるといふだけで滿足でない如く、どうしても形式觀や内容觀の各一方のみでは充分なる滿足を與へることが出來ないのではなからうかと思ふのであります。詳しく申しますれば、人生の目的といふものは、一面に於ては良心の命令或は理性の法則に從ふことであると共に、又一面に於ては其行爲の實質が人の利益社會の福利を齎すものでなければならんといふ點まで到達されなければ分るものであるまいと思ふのであります。

少しく横道に入りすぎるか知れませんが、更に其他の言葉で說明するならば、やはり倫理學說の上に於て、動機論と結果論との二つがある。動機論といふのは、行爲の善惡は其動機によつて定まる。卽ち其動機が善であれば行爲も亦善である、動機が惡であれば行爲も亦惡であるといふのであります此思想は東洋人の間に多い思想でありますが、此動機論に於ては、行爲の結果は問ふところでない。たとひ其結果はどうであらうとも、行爲者の動機が善ければ其行爲は善い事であると考へるのであります。之に反して、動機はあまり重んじないで、寧ろ其なしたところの結果が世の中の爲になることであつたならばそれは善い事である。いくら善い動機で爲しても、それの結果が害を與へる事をするならばそれは惡い事であるといふ風に結果の方から考へて行くところの學說が所謂結果論であります此動機論と結果論とは、倫理學說に於ける二つの反對でありますが、共に前に申した事柄を他の言葉で現したに過ぎないのであります。動機論は形式觀であります。結果論は內容觀であります。言ひ換へれば、動機論卽ち形式觀に於きましては行爲の正しいといふことは、善き意思によつて行はれるといふことによつて定まるのであります。卽ち其の形式を問ふのであります。其行爲がどういふ實質を有つてゐるか、どういふ內容を有つてゐるかといふことは問題に觸れてゐないのであります。之に對して、結果論卽ち內容觀に於きましては、行爲の正しいといふことは、其行爲の結果によりて其價値が定まるのであります。卽ち其の動機は問ふところでないのであります。唯た行爲の內容がどういふ內容を有つてゐるかといふことに着眼をしてゐるのであつて、其形式はあまり重んじないといふこと

になるのであります。此の如く、動機論と結果論との二つがありますが、同じ樣に共に不十分であります。共に一方に偏してゐる見解であります。卽ち實際に於ては、動機と結果が相融合せなければならぬのである。而して其結果が動機の現れであり。其動機に於て存在してゐるところが結果となつて現れて來るといふことに於て、始めて行爲の善惡の價値が定まつて來るものであらうと思ふのであります。

そこで斯ういふ風に、形式と內容といふことが其着眼を異にするに從つて、違つた結論を生じ、其爲に全體の組織が色々に異つて來るやうに思はれるのであります。犯罪に對する社會的反動といふものに關しましても、やはり同じ樣な事を考へることが出來るのであります。そこで私は其形式と內容といふことを研究することが必要であることを考へます。而して形式と內容とに就いて見解を立ることによつて、其結論を實際に當嵌めるに當りて動もすれば弊害を生ずるといふことを少しばかり述べて置きたいと思ふのであります。

繰返して申しまする如く、犯罪は非社會的行爲である。非社會的行爲であるが故に、社會がそれに對して反動をするのである。然らば、其社會的反動はどういふ根據に於てするのであるか、どういふ理想によつてするのであるかといふ事が茲に起つて來る問題であります。此問題に對する一の方面の見解は保守派であります。又一の方面の見解は急進派であります。

保守派の見解によれば、犯罪に對する社會的反動といふものは、單に刑罰のみである、而して刑罰

といふものは應報が目的であつて、其他に目的はないといふのであります。例へばマカレキッチの議論の如きが正にこれであります。卽ち、此の派の議論は、犯罪者に對して應報を目的とするところの刑罰を科することのみが社會的反動であるといふのであります。社會に對して惡い事をするものがあれば、社會が之に報いる爲に、之に向つて刑罰を加へて、其者を苦しめる。それが社會的反動である、社會的反動の最大の目的であるといふのであります。

之に對する他の一派の見解、卽ち所謂急進派の見解といふのは、全くこれと反對であつて、社會的反動といふものは、犯罪に對して豫防するといふことのみが目的である、刑罰を犯罪者に加へるといふことは畢竟不必要であるといふのであります。例へばドラドーの議論の如きがこれである。ヴルグハの懲役廢止論只一つを見ましても、其主張するところを窺ふことが出來るのであります。つまり刑罰といふことを重じないで、只犯罪等に對する豫防の爲に社會は其有らゆる手段を講じなければならんといふ議論であります。

此二つの議論は勿論極めて偏したる見解でありまして、斯樣な極端なる議論を今日固執してゐる者は非常に尠いものでありますけれども、併し徹底的に兩派の議論を考へて見まするど、どうしてもさういふ風に考へて來なければならんのであります。卽ち一方に於ては、犯罪に對する社會の反動としては刑罰のみであつて、しかも刑罰の目的は應報に外ならないといふ見解と、一方に於ては、刑罰といふものは詰らぬものである。寧ろ不必要なものである。社會は唯犯罪豫防といふことの爲に有らゆる方法を執るべきであるといふ見解と、此二つの見解があるのであつて私は之れを形式觀と内容觀との側から考察して見たいと思ふのであります。

第一に、犯罪に對する反動を、刑罰のみに限つて、しかも應報が其目的であるといふ見解は、卽ち社會的秩序の上に形式上の反動を主張するものであります。つまり、それは所謂正義の法則を基礎とする思想であります。卽ち正義の法則が社會に保たれなければならんといふことが根本の見解になつてゐるところの抽象的見解であります。其主張によりますると、犯罪といふものは非社會的行爲であるからして、これに刑罰の苦痛を加へて以て報復するといふことが根據である。其與へたところの苦痛といふものは、其なしたところの惡行の償ひである。而して其惡事に相當するところの應報を受くるに外ならんのである。惡い事をした者が其惡い行に對して應報を受けるといふ事柄は正義の要求である。而して其正義の要求といふことは、或は犯罪といふものが神の法則に背いてゐるものであるからして、神が俗界に於ける代表者に權力を與へて、應報を行はしめるものであるといふ風に解釋する者もあれば、或は犯罪といふものは道德的法則を侵害して、道德的秩序を破るものであるから、刑罰は道德上の要求から起るところの應報であるとする者もあり、或は又犯罪といふものは法律に違反するところの行爲であるからして、刑罰は法律上の應報であると考へてゐる者もあります。いづれにしても、法則に背いてゐるからして、法則に於て其應報をしなければならんものであるといふ見解でありまして、卽ちこれは形式觀であります。言ひ換へれば、惡い事に對して相當の應報があるといふこ

とは正義の要求するところであつて、其他には何の理由もないのである。只此正義又は法則といふことから現れて來るといふ思想でありまして、卽ち形式觀であると考へることが出來ると思ふのであります。さういふ譯でありますから、此應報といふ觀念が刑罰其ものを目的として、刑罰を以て社會的反動の全體と看做すところの思想を生じて來るのであつて、卽ち社會が或犯罪に對して反動をなすといふ事柄は、唯法則又は正義の要求によつてそれを滿足して行くものに外ならないといふ考であるのであります。

處が此應報の思想が實際に行はれて來まする時には、當然に威嚇といふことを伴つて來なければならん筈のものであります。何故なれば、應報は苦痛によつて惡行に報復するといふことが目的であるが故に、當然苦痛を與へなければならんものである。それだからして、應報の意義を有效ならしむる爲には、社會的反動が必ず威嚇を含むものであらねばならないといふ論理に至らざるを得ぬのであります。

そこで、社會的反動を形式の方面から見まするとと、應報又は威嚇といふことが根柢になつて來る譯でありますが、然るに、前から申して來ましたので略ゝ明かであります如くに、斯ういふ說は、只社會的反動の形式的方面を重く見ただけの事であつて、其社會的反動がどういふやうな結果を齎すか、どういふ內容を有つてゐるかといふやうな見解は、此見解に於ては缺けてゐるやうであります。卽ち社會的反動は刑罰を科することによつて其正義を維持するといふことの形式が保たれてゐるに止まつて、其刑罰の結果が何を持ち來すのであるか、其社會的反動の內容がどういふ風に現れて來るかといふことに就ては考へてないやうであります。

處が之と反對の急進派の思想は、頻りに豫防といふ事を唱へて、單に社會的反動の形式のみに滿足せずに、其內容の上に、實質の上に、或效果を齎さなければならぬといふ見解から起つたものであります。卽ち其見解によりますると、犯罪に對する社會的反動といふものは、單に過去の犯罪に對する應報又は懲戒を目的とするものではない。特別に犯罪者をして再び同一の犯罪を起さしめざらんが爲に、又一般には社會に對して之に傳染又は模倣することをなからしめんが爲になすところのものである。換言すれば、社會的反動は特別又は一般豫防の爲になすところのものでなければならぬといふのである。此特別豫防、一般豫防の爲には刑罰は必ずしも有效なものではない。刑罰といふものは必ずしも一般豫防特別豫防の目的を達するに適當したものではない。そこで此思想に於ては刑罰に代るに所謂刑事政策を以てするのである。而して色々の方法によつて一般豫防、特別豫防の目的を達成する事が、犯罪に對する社會的反動の眞義である。刑罰其ものは敢て重大なものでないといふのであります。此見解は之を社會的反動の形式觀に比較しますれば內容實質といふことに重きを置くことに於てたしかに實際に切實であつてよほど進步せる思想がそこに含まれてゐるので、近世の學者は段々さういふ思想を取入れて來て居るやうであります。此見解は當然に改善といふことの思想を伴つて來るものであつて、卽ち特別豫防の上に於て犯罪者の改善が必要であるといふ思想がそれに伴つて來ること

は、理論上當然の事であります。凡て社會的反動は、其反動の加へらるべきところの犯罪者を改善せしむるに在らねばならない。蓋し犯罪といふものは、單に遺傳と境遇との結果によつて生ずるものである。犯罪者は生れたるものであるか若くは造られたるものである。其生れたる者若くは造られたるものに對して之を矯正し、之を改善せしむるといふことがなければ、豫防といふことが出來得るものでないといふ思想がそれに伴つて來るのは當然の事であります。

それで甚だ概括的な論述でありますけれども、斯の如く、一方には應報といふことゝ、それに伴つて威嚇といふことを主張する學者があり、一方には豫防といふこと、それに伴つて改善といふことを主張する學者があつて、いづれも有名な學者がそれ〴〵に相對してゐるのでありますが、茲に一つ注意すべき事柄は、是等の社會的反動に關する形式觀と内容觀とが、倫理學說に於ける形式觀と密接の關係を有つてゐるといふ事實であるます。卽ち社會的反動を形式の上から見るところの應報又は威嚇を主張する思想は、前に申しました倫理學上の合理主義の主張と密接なる關係を有し、社會的反動の内容觀たる豫防又は改善を主張する思想は、やはり前に申しました倫理學上の功利主義の主張と密接なる關係を有つてゐるのであります。倫理學上の形式觀たる理性又は良心に從ふべき事を主張する學說は、社會的反動を論ずる場合に於ての形式觀たる應報又は威嚇を論ずる學說に關係して居り、倫理學上の内容觀たる最大多數の最大幸福を齎すべき事を論ずる學說は、此社會的反動を論ずる場合に於ての内容觀たる豫防又は改善を論ずる學說に關係してゐるのであります。これはいづれも實に明かな

る理由があるので其然る所以も極めて明かであります。倫理學上の合理主義は形式觀の上に立つてゐるものであります。應報威嚇主義も亦形式觀の上に立つて居る主張であります。又倫理學上の功利主義は内容觀の上に立つてゐるものであります豫防改善主義亦内容觀の上に立つてゐるところの主張であります。卽ち倫理學說に於ける形式觀が、社會學上の社會的反動を論ずる場合に於てやはり形式觀の方に現れて來、一方倫理學上に於ける内容觀が、社會學上の社會的反動を論ずる場合に於てやはり内容觀の方に現れて來るといふことは、當然の事であらうと思ふのであります。

處が既に述べました如くに、形式觀も内容觀も共に一方に偏せる見解に過ぎない。共に抽象的見解に過ぎない。此兩者が統合せられて一緒になつて來ることに於て初めてそこに滿足なる見解が現れて來るものではなからうか。コップは圓いものである。而して硝子であるといふところにコップに對する全き見解があるものではなからうか。倫理學說の上に於きましても其通りであります。近世の倫理學說は概して單なる一面觀でなくて、綜合觀又は統合觀であります。人生の目的を論ずるに於て、今や合理主義及び功利主義を統合したところの思想に傾いてゐるやうである。卽ち人格の完成といふことを以て人生の理想と考へて來て居ります。人格の完成といふことを他の語で自我實現と謂ふ。人格の完成、言ひ換へて自我實現といふことが人生の目的であるとし、而して所謂合理說と功利說又は進化說等を統合してゐるやうな思想に一般に傾いて來てゐるのであります。此故に犯罪に對する社會的反動に就ても、單に形式觀のみで滿足することは出來ない。單に内容觀のみで滿足することも出來な

い。要は形式の方面から見て、社會的反動の意味を知ると共に、一方に內容の方面に於ての意味も同時に之を知らなければならぬのであります。

そこで私の結論は極めて簡單であります。卽ち社會的反動は、形式から見れば必ず應報又は威嚇といふ意味を含まなければならない。犯罪に對する社會的反動はどこまでも此形式を取らなければならぬのである。此形式を缺きまするところの社會的反動は、もはや社會的反動的意義を沒却してゐるものであります。社會の反動は、必ず犯罪の輕重に應じて充分に之に對して懲戒し又は威嚇するものでなければならぬのである。若し此作用が實現されませぬならば、若し此作用が否定されまするならばもはや正義の觀念が破壞せられてゐるのである。秩序の維持が困難になつて犯罪に對する社會的反動の力がなくなつて來るものであると思ふのであります、此の故に社會的反動は形式に於てはどこまでも犯罪に對し應報又は威嚇といふことを保たなければならぬものであると考へるのであります。併しながら、それは社會的反動の形式觀である。それのみで足れりとするものでない。形式のみに止まつて內容を缺いてゐるものは不十分である。其實際的效果は更に內容の方面に於て考へられなければならない。そこで、社會的反動は形式に於ては應報又は威嚇といふことを保つてゐなければならない。卽ち改善又は豫防といふことが含まつてゐなければならない。

只今申上げましたところの議論は、あまりに抽象的であつて、殆ど何等實際上に關係のないやうな議論であるかも知れませんが、併しながら、此議論が、社會の犯罪に對する處理の上に於て、實際上の問題として、重大なる結論がそこから將來するものではなからうかと思つてゐるのであります。

第一には、社會の犯罪に對する反動の態度は、それが應報の意味を含むといふことに於て、常に公正を失つてはならぬのである。これは應報の作用を實現する爲には最も必要な事である。時としては或は政策といふやうな名の下に、或は又刑罰個別論などいふ名の下に、公明を失するやうな刑罰が行はれたり、或は處分が行はれたりする事柄は、犯罪に對する社會的反動の作用を大變惡くしてしまふものであります。

第二には、社會の犯罪に對する反動の態度は、それが威嚇の意味を含むといふことに於て、どこまでも嚴正であることを失つてはならぬのである。感情的博愛主義が動もすれば此點に於て重大なる弊害を釀すことがある。或は犯罪者及び一般社會をして、犯罪に對する社會的反動を少しも恐怖せしめざるやうな狀態に至らしめる事柄は、社會的反動の力の上に於て洵に憂ふべき結果を齎すものであります。どこまでも、社會的反動は、犯罪者に對し、社會に對して、常に威嚇するといふ力を持たなければならぬのであります。つまるところ、社會的反動は、犯罪者のために行はれるものでないのであります。卽ち犯罪者のために社會的反動をなすにあらずして、社會のために之をなすに外ならぬのである。繰返していへば犯罪者を罰するために社會的反動をなすのでなくして、社會の存立又は安寧を維持するためになさるゝところの反動である。從て社會的反動は、常に其力を強く現すことの出來得

るものでなければならない。これは卽ち形式の上に於て必然の要件である。

第三に、形式の上に於ては應報又は威嚇といふことを必要とするのであるが、更に其の內容に於て改善といふことを完くするがために、仁愛的の態度が同時になければならんのであります。前に嚴正といふことを述べましたが、嚴正といふことは、決して、野蠻的なる殘酷若くは冷酷を意味するのではない。只普通の無見識なる情實的憐憫を戒め、而して感情的なる博愛主義に流るゝことを避くるがために、必要である所の嚴正といふことであります、これと同時に、ごこまでも、常に、仁愛の態度を以て出來得る限り犯罪者を改善しなければならない。而して犯罪者が矯正せられて良民に復歸することが出來るやうにしてやらなければならんといふ態度が伴はなければならぬのであると思ひます。

第四には、豫防の目的を達成するがために、その反動力充分に思慮的又は打算的でなければならぬのであります。前に申しました情實的憐憫若しくは感情的博愛が、動もすれば陷りやすいところの弊害は、只情實に流れ、只憐みの感情に流れて、よく利害得失を明かに辨別することが出來ない、是非曲直を明かに鑑別することが出來ないといふことになつて來るのであります。此場合に於て、適當に其利害得失を判別し、處置して行くといふことの上に於て、思慮分別の必要が、一般豫防の上にも特別豫防の上にもあらざるを得ぬことになつて來るのであります。

以上四つの方針、卽ちつゝめて申さば、公正であり、嚴正であり、仁愛的であり、思慮的であらねばならぬといふことは、一方は形式觀の上から、一方は目的觀の上から、共に要求されるところの要件

であるのでありまして、是等の要件が絕えず頭の中に働いて居るといふことが、社會的反動を有效に行ふ上に最も重大な事柄であらうと思ふのであります。繰返して申せば、形式上からは應報又は威嚇を失ふことが出來ない。これがために公正又は嚴正でなければならん。內容上からは改善又は豫防の途を求めることを忘れることが出來ない。これがためには仁愛的又は思慮的でなければならぬ。これが卽ち社會的反動の原理といふべきものである。而して此原理は一切の社會的反動に於て行はるべきところのものであつて、只單に刑罰に於ての原理であるのみでなく、總ての社會的反動が此原理を紊ることは出來ないと信ずるのであります。之を裁判に就て申しましても、此原理が常に保たれて行かなければならぬ。處が辯護士の辯論は只罪を輕くしさへすればそれでよい。それで以て辯護の目的を達するのである。從つて或は單に其個人特別の情實を感情的に陳ぶることのみに努めて、又強いて牽強附會の議論を述ぶることのみに努めて、其結果、社會的反動の力を害するやうな辯護が行はれたり或は又甚だしきは裁判の宣告が、以上申しましたやうな四つの方針に背戻するやうな不適當なる裁判が行はれたりする事柄があるならば、其の事既に社會的反動の力を傷けつゝあるものであります。或は又監獄の官吏が實際に刑罰を行ふに當つて、以上述べましたやうな四つの原理のそのいづれかの一面に囚はれて、そして其刑罰の效果を稀薄ならしむる如き事が若し實際に於てありますならば、是亦社會的反動の力を傷けつゝあるものであります。卽ち刑罰の目的もどこまでも形式に於ては應報であり、實質に於ては豫防でなければならない。卽ち此二つの方面が共に全く行はれなければならんので

ある。從て刑罰の實行はいつでも公正にして嚴正にして、且つ仁愛的にして、且つ思慮的でなければならぬ。或は又更に進んで免囚保護といふやうな事に就いて考へて見ましても、免囚保護事業を以て一つの慈善事業に過ぎずとし唯人を助ける事業に外ならぬとする見解の下に立つてゐるのみでは、亦やはり廣い意味に於ける社會的反動を有效に働かしむる所以ではなくそれは唯僅に一部分の仕事であるといふことを認めなければならぬのであります。從つて免囚保護事業に於てもやはり以上四つの要件を失ふことは出來ない筈であると思ふのであります。

之を要するに、社會的反動は、それがいかなる方面に於て現れて來ませうとも、皆均しく此原理から離れることは出來ないのであります。その形式觀とその內容觀とが統一せられて、そこに社會的反動の眞意義があるといふことを自覺することに於て、始めて完全なる理論となるべきものであると私は考へるのであります。而して、此の如き統一的原理が、一切の社會的反動に於て、歩調を合せて實行せられる時、そこに始めて社會的反動の目的が實現せられ、そこに始めて犯罪に對する社會的反動の有效なる結果を齎すことが出來るのであらうと思ひます。今實際に行はれてゐるところの社會的反動は、此の如き理想的原理を勿論十分に實行してゐる譯に行かない、從て其效果は極めて不完全であることを免れないのである。若しそれ進んで更に此四つの要件がいかに按配せられなければならぬかといふことに就きましては、進んで犯罪事實と犯罪人と竝に社會との三つの方面を根據として、細に考察せられなければならぬ問題であります。卽ち此問題は理論的に申せば、更に刑事社會學上の問題

として次に現るべきものでありますが、しかも單に理論に於けるのみならず其多くは實際上の施設に於て、實際家がいかに適當に應用するかといふことになるだらうと思ひます。

以上論述したる所、極めて簡單な、分り切つた事でありますが、現在の實際に就きまして、多少感する所あつて此の如き御話を致しまして、此暑い折に諸君の御淸聽を汚した次第であります。



統計

○大正八年五月中入出監竝月末在監人員

（△ハ減）

	越員入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	五四、六四五	五、二三二	五四、五九四	五四、六四五	五四、〇五四	△ 五一	五四〇
刑事被告人	四、七五五	四、二八〇	四、七六二	四、二七三	四、七五五	四、〇四〇	△ 四八二	二三三
勞役場留置者	三四二	四五四	四六〇	三三六	三四二	△ 一二四	△ 一四六
乳兒	二九	一四	一三	三〇	二九	四三	△ 一三
總計 男	五七、五二六	九、四二三	九、九四一	五七、〇〇八	五七、五二六	×五六、二九〇	△ 五一八	七一八
總計 女	二、二四五	五五七	五七七	二、二二五	二、二四五	×五八、六一九	△ 二〇	△ 一〇四
總計 計	五九、七七一	九、九八〇	一〇、五一八	五九、二三三	五九、七七一	△ 五三八	六一四

備考　内朝鮮人受刑者男一〇九人刑事被告人男一三人、外國人受刑者男三一人女一人、刑事被告人男八人アリ、
×印は逃亡犯罪人引渡條例ニ依ル拘禁者ナリ

○大正八年五月末在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小菅	一、二三二	一、二三二											一、二三二		一、二三二

	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
東京	一、四四〇	一七六	一、六一六	三四〇	四九四	八三四	二八	二六	五四	二六	二六	五二	一、八四七	八七七	二、七二四
豐多摩	一、〇八一	一	一、〇八二	二四		二四	二六		二六				一、一三一	一	一、一三二
巢鴨	二、三八九		二、三八九	二四		二四	二六		二六				二、四四一		二、四四一
横濱	一、三四八	一、五九七	二、九四五	六六	一〇	七六	二六	一〇	三六				一、四四〇	一、六〇七	三、〇四七
浦和	九八五	三三	一、〇一八	三二	一	三三	一	一	二				一、〇二一	三四	一、〇五五
前橋	八八〇	一四	八九四	三三	一	三四	一	一	二				九一七	一六	九三三
千葉	八〇五	一四	八一九	三四	三	三七	七	一	八				八九六	一九	九一五
水戸	八五〇	三	八五三	九九	三	一〇二	六	二	八				九五五	八	九六三
宇都宮	六七一	一三	六八四	五五	三	五八	一	一	二				七二八	一三	七四一
長野	一、二六五	三九	一、三〇四	三四	四	三八	一	一	二				一、三三四	四四	一、三七八
甲府	五六〇	一三	五七三	一九	一	二〇	一	一	二				五八一	一三	五九四
靜岡	九一二	三〇	九四二	二九	五	三四	五	一	六				九四五	三五	九八〇
名古屋	二、一四〇	三六	二、一七六	二〇八	六	二一四	七	一	八				二、三五五	四一	二、三九六
安濃津	八六五	六六	九三一	四九	五	五四	八	一	九				九二三	七一	九九四
勝所	五八八	一六八	七五四	八	二	一〇	五	二	七				九八四	一七三	一、〇五七
岐阜	九四〇	二四	九六四	六九	一	七〇	一	一	二				一、〇〇九	二六	一、〇三五
金澤	一、〇五五	五五	一、一一〇	五五	二	五七	五	二	七				一、一一五	六二	一、一七七
新潟	七五五	二七	八一二	五七	二	五九	一〇	二	一二				八四二	三九	八八一
福島	七一四	二四	七三八	八一	二	八三	七	一	八				八二二	二七	八五〇
宮城	九二三	一	九二四	六五	一	六六	七	一	八				九九二	三	一、〇〇一
盛岡	四九一	一	四九二	四七	一	四八	六	一	七				五〇九	三	五一二
青森	二四一	一	二四二	二九	一	三〇	一	一	二				二七一	三	二七四

| | | |

期	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
三月以下	一、三一一	七八	一、三八九	一、四二八	一、六一三	△三九	二二四
計	五二、四五三	一、九五五	五四、四〇八	五四、四四七	五三、七二五	△三九	六八三
禁錮 無期	—	—	—	—	—	—	—
禁錮 十五年以上	—	—	—	—	—	—	—
禁錮 十五年未滿十年以下	—	—	—	—	—	—	—
禁錮 十年以下五年以下	—	—	—	—	—	—	—
禁錮 五年以下三年以下	—	—	—	—	—	—	—
禁錮 三年以下二年以下	一	一	五	五	一	△一	一
禁錮 二年以下一年以下	五	一	一	—	—	—	一
禁錮 一年以下六月以下	一七	—	一七	一五	一三	△二	一〇七
禁錮 六月以下三月以下	三二	—	三二	三四	一八九	△一三	一二五
禁錮 計	六四	—	六四	六九	一八	△一二	五四〇
拘留	七六	四六	一二二	一三四	一四〇	△一二	五一
合計	五二、五九三	二、〇〇一	五四、五九四	五四、六四五	五四、〇五四	△一、三七一	六八八
犯罪	二三、一四六	一、三〇六	二四、四五二	二四、三九〇	二三、〇八一	△一、〇〇一	六八三
犯罪	二九、三〇七	六四九	二九、九五六	三〇、〇五七	三〇、六四四	△六二	一五四
犯罪	五二、四五三	一、九五五	五四、四〇八	五四、四四七	五三、七二五	△三九	二一七
犯罪	一、七〇九	一一七	一、八二六	一、八六二	一、九七八	△一七	一五二
犯罪	二、七六六	一三五	二、九〇一	二、八九九	二、七六六	△一三	一三五
犯罪	四八、一一八	一、七四九	四九、八六七	四九、八八四	四九、三一〇	△一七	五五七
犯罪	五二、五九三	二、〇〇一	五四、五九四	五四、六四五	五四、〇五四	△一三	五四〇
受刑者ノ年齢 十八歳未滿	一、七〇九	一一七	一、八二六	一、八六二	一、九七八	△一七	一五二
受刑者ノ年齢 二十歳未滿	二、七六六	一三五	二、九〇一	二、八九九	二、七六六	△一三	一三五
受刑者ノ年齢 二十歳以上	四八、一一八	一、七四九	四九、八六七	四九、八八四	四九、三一〇	△一七	五五七
受刑者ノ年齢 計	五二、五九三	二、〇〇一	五四、五九四	五四、六四五	五四、〇五四	△一三	五四〇

○大正八年五月末日現在在監受刑者罪名表

（△ノ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
窃盗	二七、七五一	九〇九	二八、六六〇	二八、六三三	二八、四二二	△二七	△二三八
強盗	二、三一〇	一三	二、三二三	二、三二一	二、四四一	△八	△一一八
賭博及ヒ富籤	三、五七四	九〇	三、六六四	三、六一三	四、〇四五	△五一	△三八一
詐欺及ヒ恐喝	五、七六二	一二七	五、八八九	五、八九一	六、〇四三	△二	△一五四
横領	二、四六三	二八	二、四九一	二、五〇三	二、七〇八	△一二	△二一七
贓物ニ關ス	八七三	四〇	九一三	九四二	九四九	△二	△三六
毀棄及ヒ隱匿	四五	—	四五	四二	四三	△一	△二
通貨偽造	一四八	六	一五四	一五七	一八五	△三	△三一
文書、有價證券偽造	一、一八二	一六	一、一九八	一、一九六	一、二八五	△二	△八七
印章偽造	四四	—	四四	四二	三五	△二	△九
偽證及ヒ誣告	七五	—	七五	七六	一〇一	△一	△二六
瀆職	七〇	—	七〇	六九	五七	△一	△一三
猥褻姦淫及ヒ重婚	四二三	一〇	四四三	四四二	四一六	△一	△二七
傷害	一、七九八	二六	一、八二四	一、七八九	一、七二七	△一	△九七
殺人	二、三三五	一九三	二、五二八	二、五三八	二、四四六	△一	△八二
嬰兒殺	三七	一三四	一七一	一七一	一七七	△一	△六
逮捕及ヒ監禁	三〇	—	三〇	二六	一五	△四	△一五
賭博	三〇	五七	八七	八二	一四〇	△五	△五三

| | | |

初めて正しく行はれるか、さもなければ的確に厳正に行はれない。飲食や遊興の金の申出は言ひ出し悪いから其處に同情してやらねばならぬ、併し多くの主人は知らぬ顔で濟して居るではなからうか、この點は現代商業道徳の問題として大に研究に値ひするのである。

（四）

商取引は店舗に於て行はれるのが普通である、けれども近頃は料理店旅館待合に於て酒間談笑の間に行ふことが多い、それ故に店員は一定の交際費を貰ひ受くる、然るに與へられたる交際費で十分なこともあり、少しく足らぬこともある、それから出張の節旅費の不足することがあると云ふ告白があつた。交際費とか旅費とかは不足するのが普通であつて超過するのは例外である、殊に青春燃ゆるが如き若い者は「猪牙船で行くのは深川通ひ」でも唄つたり踊つたりすれば江戸時代に於ける遊蕩氣分が座中に充滿する、不知不識の間に自分も遊蕩氣分になりとうとう脱線するのが通例である、されば其取引の利益が主人の財産になるならば其取引を完成する爲めに要する費用も亦主人の負擔に歸するが當然である、近來商人の取引を見るのに酒間談笑の裡に完了することが漸く盛になつて來た、品物も多く賣り代金を迅速に支拂つて貰ふのには此方法に依らなければならないと云ふことである、それ故に主人も之を認容して交際費を與ふるのである、交際費を認容するならば不足を生ぜざるやうにするか又は不足を補塡するか二者其の一を採らなければならぬ、然るに其方針も授けず、其監督を爲さずして足を酒池肉林の裡に入れしむるのは墮落の助成である、使用者も心して人を使はねばならぬ、一歩を過まれば人の子を傷ふ、有爲の青年をして再び起つこと能はざるの悲境に陷れる、一生を過たしむる、絶望の淵に沈淪させるのである、被使用者を其心して使はれねばならぬ、使用者と被使用者との間に於ける倫理關係がなければならぬ、現代に於ける商業道徳問題を提唱して此の種の原因に依る犯罪人、否な青年の犯罪を未發に豫防したいと思ふのである。

（五）

被害者たる主人は辨償するや否やを親族に交渉せずして告訴したのは早まりたる遣り方であるまいかと云ふ告白があつた。永年主人の爲に働き主人の手足となつて活動し一部は主人の利益の爲めに費消したのであるから主人は出來得る丈けの保護をするのが當然の義務である、然るに主人は親族へ何等の交渉なくして刑事訴追を要求したのは涙のない仕業であると思ふのは囚はれの身としては何人でも起すべき考である。

（六）

裁判に不服がある爲めに控訴したか何事をするにも刑事々件が氣になり仕事が出來ない、親兄弟と親族もそれが濟まぬ間は相談相手になつて呉れぬ、重荷を負ふて居る樣な氣がして何事も出來ないから控訴を取下げて入監したと云ふ告白があつた。刑事被告人となるは重荷に相違ない運命の分岐點である、一生を通じての大事である、之れが解決を告げない間は他の仕事に手が付かないのは當然である、此點より見れば生活に對する一種の壓迫と見てよからうと思はるる。

（七）

在監中は從順に獄則を守り出獄後は二度と再び監獄に來ぬやうにし、失望もせず、落膽もせず、細心に注意し、誠の道を守り一層の信用を得ることに努め、愚痴を出さずに邪念を去り、善を積む心掛けをする考であると告白した。

前途ある青年、教育ある青年海を越えて活動せる青年告白は斯くあらねばならぬ、彼は獄窓に於て如何になり行くべきか、彼が出獄後如何に身を處するか。監房の隙間漏る月は彼の淺ましい姿を照らし、夜漸く更けて四隣寂として聲なきの時、親は如何に兄弟は如何にと思ひを故郷に馳せ心を

千々に碎いても囚はれの身の如何ともすべき詮術なく考へては戻り、戻つては又考へ、一ケ月を經二ケ月過ぎ終に一年刑期の星霜を送るであらう。

○統計に現はれたる各監獄の成績（序第三十二卷第一號）

監獄局　藤井藤藏

（十三）指紋原紙の分類檢查

指紋法の成績は逐年其效果を現はし來り、明治四十一年十月實施以來本年四月迄に、當指紋部に於て新入原紙挿入の際、及び各所より求め來れる指紋の對照に依り、前科發見したるものが、總計八千三百七十七人の多きに達して居るのである。最近の分を年別にして見るに。大正三年は七百五十二人、大正四年は八百七十四人、大正五年は千百四十九人、大正六年は千五百五十人、大正七年は千五百九十五人であつて、就中大正六年及び大正七年に於て著しき增加を示して居る。之れは指紋原紙が年々增加することも一理由であらうが、（大正八年五月末現在原紙三十七萬一千九百七十三枚なり）、各監獄及び各分監に於て、深き注意を拂はるる結果、印象が鮮明となり、分類亦確實となりたることも、大に與つて力あることと思ふ。

之れと同時に當指紋員が、從前に倍加したる手數をも厭はず綿密の對照を遂ぐること、及び各監獄分監提出の指紋原紙に對し、徹底したる檢查を行ふことも、又各原紙の排列も益整備し來りしことも、確かに前科發見增加の原因であることは、疑ふべからざる事柄であると思ふ。

徹底したる分類——整備せる原紙の排列……之れが指紋法の生命であつて、若し分類及び排列に不備錯誤がありとしたならば、指紋法は有害無益視せらるることとなるのである。故に當指紋部に於ては、各監獄及び分監より提出せらるる指紋原紙に對しては、嚴密に檢查を行ひ、不備の點は

飽までも完成を期すべく、從て印象不鮮明のものあれば改寫を求め、又疑問の指紋あるときは、之れが研究を遂げ其解決を與へて居るのである。

指紋原紙の作成は、一の技術であるから、熟達するまでには相當の期間を要する。加之、一點一線の差、若くは線の傾向趨勢の見解が分類番號に影響するのであるから、取扱者に於て分類するに當り、岐路に惑ふ場合が尠くない、從て取扱者が新規になると、當分は押捺及び分類に於て比較的缺陷が多いのである。

指紋の分類に際し、何時も著書に說明されてある如き紋樣許りなれば格別面倒はないのであるが中には頗る疑はしいのがあつて、何れを內端として宜いやら、又何れを外端として宜いやら解決に苦む場合が尠くない。弓狀紋と蹄狀紋との區別に於ても二重又は雙胎蹄狀たる渦狀紋と普通狀紋との區別に於ても同樣である。されば幾多の指紋原紙に對し、確定的の指紋の外は、何人も悉く同一なる分類番號を付することは望み得べからざることであると思ふ。夫れは難解の紋樣が尠くないからである。

併しながら指紋の分類方法に就ては、一定の規矩が示されてあるのであるから、深く之を研究して見れば、自然動かす可らざる標準線を發見し、適法の分類番號を付し得るに至るのである。各監獄及び分監より提出せられたる指紋原紙に對する分類檢查の成績が、著しき懸隔のあるのを見ても分類の局に當らるる者の研究と注意の如何が、大なる關係のあることが判るのである。

何れの監獄及び分監に於ても、指紋原紙の作成に就ては十分注意を拂はれて居る樣であるが、當指紋部に於て之を檢查して見ると、分類を誤つて居るものが尠くない。

各監獄及び分監より提出されたる原紙に對し、大正七年中檢查を遂げたる數は、一萬七千百七十三枚であるが、此內分類の完全したる原紙は六千

六百九十四枚であるから、爾餘の一萬〇四百七十九枚は、一枚の原紙中一個若くば數個分類を誤つて居つたと云ふことになるのである。而して不完全原紙に對する訂正總數は、一萬七千二百四十四點であるから、檢査原紙百枚に對し百ヶ所强訂正したこととなる。

檢査總數百枚に對し訂正百點と云へば、其數は決して少なりといふことは出來ない。併し百枚の原紙には千個の指紋が押捺されてあるから、指紋の總數より云ふときは、一割に過ぎないのである然れども一ヶ所と雖も、指紋番號が相違すれば、對照の實を擧ぐることが出來ないとして見れば、之れは決して輕視することの出來ない事柄である。

各人の指紋は千差萬別、同一人にあらざる以上は、同一の紋樣を見ることがないといふのが原則であるから、多數の中には難解の指紋が尠くないことは當然であるが、吾人は此際前示一萬七千有餘の訂正點數は、强ち難解の指紋のみでないといふことを各監獄及び分監指紋擔當者諸君に申上げて置きたいのである。卽ち確定的の指紋に對しても尙分類を誤つて居るものが尠くない。豈夫「ドウセ本省へ出せば宜い樣に直して呉れる」と高を括つて分類される譯でもあるまいが、今少し注意して貰ひたいと思ふのも尠くない。

要するに、指紋の分類は、何人が之に當るも誤り易いのであるから、正確を期すると否とは、一に指紋擔當者の熟練と注意の如何に存するのであつて、換言すれば、指紋の分類が二樣に出づるといふが如きは、當事者の研究に餘地があり又注意に聊か缺くるところがあるものと見て差支なからうと思ふ。

左表は大正七年中當指紋部に於て檢査を遂げたる指紋原紙に付、各監獄及び分監中、成績の最良なるものと、否らざるものを摘出して見たのである。

訂正歩合の最少と最多

	監獄名	檢査數	分類番號訂正數	原紙百枚に對する訂正歩合
		枚	枚	枚
最少	勝所	五八	三二	五五・二
	松江	一六五	一〇一	六一・二
	豐多摩	一、〇七五	六六一	六一・五
監獄	川越	四二	二〇	六一・九
	巢鴨	一六九	一一〇	六五・一
	片瀨	一八三	一二七	六九・四
最多	三次	八	二一	二六二・五
	熊谷	八五	二〇七	二四三・五
	樺太	一一四	二四三	二一三・二
監獄	淺田	三九	七七	一九七・四
	土浦	七九	一五二	一九二・四
	千葉	二三三	四三一	一八四・九

前表に依て見れば、成績の最も良好なるは勝所監獄で、最も不良なるは三次分監（廣島）であつて概して本監の方が優良で、分監の方が之れに反する事實であることが判るのである。

分監に於ける作成原紙は、本監に比すれば其數僅少なるに拘はらず、良好なる成績を擧ざ得ざる所以は、分監の方は大正六年七月指紋原紙取扱規程發布以來の取扱であつて、其經驗が乏きに因るからである、決して指紋事務を輕視さるる譯ではあるまいと思ふ。

指紋成績の良好なる監獄に付特に紹介したいのは、責任者たる文書主任に於て自ら分類に當らることである。前示訂正歩合の最少監獄に就て云ふならば、卽ち勝所に於ては宇田看守長、松江に於はて小島看守長、豐多摩に於ては長谷川看守長巢鴨に於ては森口看守長に於て自ら分類に當られて敢て取扱者のみに放任されてないことが原紙に依り窺ひ知ることが出來のである。殊に豐多摩に於て千有餘の原紙に複雜多端の事務を執掌さるる文書主任看守長に於て自ら分類するが如きは、必ずや隱れたる努力のあることも察せざるを得ぬのである。（未完）

譚叢

時事だより

▲俸給生活　者の困難が日々相加はる一般の狀勢は、當路者の尤も苦心せらるゝ所のやうに見へる左もあるべきことである、而して之に對する救濟策は今や最善の道が講ぜられつゝあるやうに信ずべき理由がある、苦いことを苦いと叫ぶのも別段臭いとも云はれまいが、それとも餘り見つともなき叫びは御互愼むべきであらう、武士は喰はねど高楊子を氣取てゐても、今の當路者は之をよい氣にして放置つて置くには餘りに聰慧であることを承知してよからう。

▲示威運動　今は之も世界の流行物となつて、殆んど平和的戰爭の利器となつたやの有樣がある、其是非善惡の論は別として之が必要視せらるゝ所以のものは、相手者に同情心と誠意とが無い結果に外ならない、今被我國も段々其風が蔓延するだらうが、實は之が無くて濟む道があれば、願くば外國などの亞流を汲みたくないものである、之に就ては矢張り上位に立つ者から早く氣を利かして、未前に其動機を除くことに盡力するが順序でなからうか、俸給生活者の同盟とか組合とか餘り褒めたものでないことは多くの人同感で誰も好んで爲す者はなからうと思はれる。

▲作業收入　に就ては先月の協會雜誌に局の島田典獄補が、お職掌柄明細に論評せられ、讀者に多大の興味と奬勵とを與へられた、斯樣にして之に重きを置くべきを唱道せらるゝからには、今後の好成績も思遣られ新業發達の一ページを更に加へることになると勿論である。

而して實際はマダ〳〵大に發達せしむべき餘地のあることは明かである、要は此一事から見ても監獄が適か社會の進歩の後に取殘されぬやう注意するが肝腎だらう、今は工場法などの規程も入釜數、從て總ての職工使用上にも面倒が多く、費用も亦仲々に多いことである、故に此際監獄がカント强硬に出ても、大低は必ず工賃値上に失敗せないのである。(甲突)

雜纂

予は看守諸君と語る　(二十六)

典獄　有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君

今や世界改造の聲は歐洲大戰の產物として、何れの國家社會にも叫ばれざるなきに至れり、我國亦此の風潮を受け人心漸く呼

醒されて、何事も現在の有樣に滿足せず更に新生面を拓いて、茲に幸福なる自己生存の意義を高めずんば、止まざるの傾向を示しつゝあるは顯著の事實也。

夫れ進化の理法は宇宙萬物の上に行はれ、其生滅を支配する權威は亦其內に攻めらる、卽ち之に遵ふもの生存し之に逆ふもの死滅するは、儼乎たる事實にして人類社會のこと、豈に唯り此の理法に由來せるは云ふ迄もなく、舊を去り新に就くこれ成長發達を遂ぐる所以の道にして、今日の時勢を見るに至るは毫も怪むに足らず、斯くて社會は發達し吾人の幸福は增進すること、また何人も疑ふ能はざる所也。

唯夫れ改造の進行に於ては自ら程度あり順序なくんば非す、故に若し一たび輕擧忘進其道を誤らん乎、自己を失ひ併せて國家を亡ほすの悲運に陷るは數の免れざる所、豈に寒心に堪へんや、然れども餘りに其危險を虞れ躊躇逡巡、一步も舊弊を脫し能はざるが如き、卑怯未練の態度あるに至つては、是れ亦大に警むべき也、何れかと云へば列國競爭の世の中となれる今日、猶ほ屢々として夢態に執着する保守主義が、比較的多く人を害し國を禍することは、公平に觀察して查し云ひ消し能はざる事實と爲さざるべからず、具眼者は卽ち之を以て警醒に堪へずと爲す所也。

左はさり乍ら保守と進歩とは何れの世にも相爭ふものにして、畢竟此兩主義は進化の大原則より判下して、偏頗すべきものに非ず恰も地球が遠心中心の兩引力の爲めに保持せられ且つ進轉するが如く其理由同一其妙や眞に驚ぶべしと雖も、熟々我國現下の對世界形勢の上より考察して、吾人は寧ろ進取の氣象を大に養ひ、以て苟も因循姑息の弊に陷らざるやう、努むべきを今日の急務とせん何となれば世界改造の氣運甚た急にして、卒かにても油斷あらんか忽ち落伍者たるの危險を免れざれば也。左なきだに吾人の弱點は常に向上努力の道を好まず、動もすれば舊來の自己に滿足せんとするにあり、之れ通常人の免がれ難き傾向ならずや故に我國民今日の要は一層の向上心を發揮し、努めて舊慣の奴隸たらざるにあるべし、況んや身苟も司獄にある者に於てをや、監獄の事啻に來れば人の心に自由を得さするを以て其本義を爲す、自由を得さするとは多く舊慣打破のこと也、故に司獄官は率先して自ら之を行はざるべからず、之れ取りも直さず今日の所謂主要の改造なりと知るべし。

但し予の所謂改造とは司獄官の思想感情の改造を高調するものにして、約言すれば卽ち人物の改良に在り、更に之を詳言すれば相當訓練を經て智識を得人格を高め、同時に又た技倆ある司獄官たるを自ら期すること也、之を是れ意義ある改造とこそ云ふべく、而して予は之を以て監獄改良の先決問題と爲し、卽ち監獄官自らな先づ改造せよ、然らば監獄は自ら改良するに至らんと斷言して憚らざる者也。

○暑說一束

霜翰

一

炎暑赫々釜中に座する思あり、芋畑の芋の葉は幾くが如き日光に照らされて裏をかへすまでに凋み、小川の水は涸れ盡してめたか、をたまじやくしなんどの群がれるさまいと暑しと書きたらんには夏も亦正に焦熱地獄の苦しみよりも苦し如何にして此苦境を脫するを得べきか

二

夏日の七快と云へることあり、湯あみして髮を梳る、掃除して打水したる、枕紙を新にしたる、雨はれて月の出でたる、水を隔てゝ燒火のうつる、淺き流れに魚の浮きたる、

夕顏棚にてゝらして涼める、

個は所謂十九世紀の末葉に於て唱へられたるところなり、爾來夕顏棚に星移り、納涼臺も物變る、徒に古き七快を以て事足れりとなすは等しく時代錯誤たるを免かれず、涼味の採取に就ても亦一段の研究と細心の工風を講せざるべからず、斯の如くにして避暑の研究に汗を流す固より不可なりとせず、請ふ更に研究の武歩を他に進めんか

三

夏日の三樂と云へることあり、

熱天鑠地心身正に鎔けんとす、此時に當り好める書を携へて庭内樹木繁陰水滴るが如き所に座を設け、靜にこれを播く、老樹鬱蒼として枝々相交り日光爲めに遮られ、習々たる薰風時に來りて衣袖を襲ふ、心氣爲めに爽快、讀み去り讀み來つて卷を終るまで苦熱の苦を忘る、眞に樂中の樂、銷暑の法は只夫れ讀書子にあるか、

君不見渭川漁父一竿竹、青笠を戴き蓑邛を肩にし答簪を腰にして瀨江に臨む、獵獺の笑ふを厭はず、輕舸を泛べ綸を垂れて靜に釣る、微風面を拂ひ、凉味云はん方なし、既にして手端頻りに動く、蒼皇竿を上ぐれば細鱗潑剌として舟中に入る、時に呑舟の魚を逸することなきにあらずと雖も、時到れば手端又頻りに動き巨口屢々舟中を擾がし、殆ど應接に遑あらず、一心竿頭を護る正に無念無想の域眞に寵辱共に忘るゝものゝ、避暑の法只大公望あるのみ、

綠樹鬱乎として蒼翠天を敞ひ鳳尾細柳婆娑として南窓に横はり、凉風徐ろに吹き來りて翠竹を動かす、心氣爽然赫々たる炎威も更に意に介するなく只松聲の稷々たるを聽き覺へず華胥に遊ぶ、三伏の樂境は獨り午睡あるのみ

四

七快三樂叙し來りて其ことわり多きを覺ゆ、只夫れ今日の如く避暑旅行と稱して之れを年中行事の一に數へ或は又紳士體面上の一作用とせるは不可なり、吾黨の論者曰く、贅澤なる哉避暑旅行、滅却心頭火自凉、家の内にあるもの八九十度の暑氣に堪へずして大磯の海濱に避け輕井澤の山莊に逃ぐるは、あまりに自己を飴細工視するものなり、人は風土に應じて生る、其國の夏に溶け冬に冰るが如き粗製濫造の品ならんや、現に工場の火夫、電車の旗手別に炎天に卒倒せしを聽かず、願くは此暑中に於て民本主義なれ、室小にして庭狹き我家も三樂に於ける隨意の讀書、適意の午睡、一坪の庭に清涼の天地あり、靜に心を養ひ、徐ろに其體を馴致す、豈不可ならんやと、口頭沫を飛す個も亦銷夏の一方法なるかな。



○藥籠（五）

茅屋老龜

△長生の妙術

夢想國師云く、

人長生せんと思はゞ嘘をいふべからず、嘘は心を使ひて少しの事も心氣を勞せり、人は心氣をだに勞せざれば命長きこと疑ふべからず。

△物來り心順應す

宮本武藏といふ人は頗る豪傑の士であつた、劍法の達人であつたことは皆人の知る處であるが、それのみならず、彼は仇があつたので初は決して腰より兩刀を離さなかつたが、或機會から豁然として大悟する處があつて、人間は決して他人に殺されるものでないといふ自信が出來、それからといふものは全然是迄の警戒を解いて、何時も丸腰で居つた、或時例の通り丸腰で庭前の凉臺に腰をかけて團扇片手に餘念もなく、夏の夜の景色に見惚れて居ると、一人の弟子が先生を試さんと思つて、唐突短刀を抜いて凉臺の上に飛上つた、武藏はひらりと退く刹那、凉臺に敷いてあつた筵の端を攫んで引張つた、すると其機みに弟子は凉臺から眞逆樣に倒れ落ちたのを振向きもせずに、平然として唯一言「何をするだい」といつたのみであつた、人間も此極意に達したならばどんな場合に出會しても大丈夫なものさ、所謂心を明鏡止水の如く磨ぎ澄まして置けば、何時如何なる事變に際會しても、其に處する方法は自然と胸に浮んでくる、卽ち物來り心順應するのだ、以上は勝海舟の氷川清話に載つて居る話である、

△精神力癩病を治す

南禪寺の管長であつた舜應禪師が、癩病のために其晩年顏面の潰崩れかゝつたを、「是は以ての外である、禪坊主が多年修行しながら、此位の病氣が修行の力で癒せない筈はない」と云つて、それから日々夜々坐禪修行して、遂に其潰崩を防いだ

△宗演禪師坐右之銘

一、早起未レ更衣一、靜坐一炷香、
二、旣著二衣帶一必禮二神佛一、
三、眠不レ違レ時、食不レ至レ飽、
四、接レ客如二獨處一、獨處如レ接レ客、
五、尋常不二苟言一、言則必行、
六、臨機勿レ讓、當レ事再思、
七、忽忘二過去一、遠慮二將來一、
八、負二丈夫之氣一、抱二小兒之心一、
九、就レ寢如二蓋棺一、離レ褥如二脫兎一、

△人　欲

二十年も米商法をして居る人に、經驗上米相場の上るか下るか位解りさうなものと話した處が、其人の言ふには、それは解ります、解るには解るが欲のある爲めに解らなくなる、自分が米商買を止めて他の職業から冷然として考へたならば解るでありませうと答へた。

△自ら持するもの

居は必ずしも惡隣なきに非ず、會は必ずしも損友なきにあらず、惟能く自ら持するもの、兩ら之を得たり。（紳瑜）

△大佛の餅饅頭

京にて大佛の餅饅頭流行し、こゝかしこにて商ふうちに、四條繩手にこの饅頭を潔ぎける近江上味といふ者あり、或時店先へ乞食來りて、饅頭を十ばかり賣りて給はれといふに、主人出で來て非人には商ひせずと言ふ、乞食のいへるは我等とても同じ人なり、錢をもて買ふに商ひものをいかで賣らざるか、この理を聽くべしと言りけれども、主人は聊か挨拶もなくて居たりけるが、言ることの餘りにはげしければ、主人店先へいで、さらばその譯申聽かすべし下に居れとて乞食に向ひ、汝等ごとき乞食に賣らぬといへるその仔細は、乞食となりてかやうの菓子を食はんとおもふ不所存いはんかたなし、無益なれども耳あれば聽きおくべしと、乞食がかぶりたる手拭とりすて、我が商

へる饅頭は尋常の製にはあらず、殊に上品に造りて高貴の方へも奉る菓子なり、されば乞食などの分際にて食ふべき品にはあらざるなり、汝もしわが家の菓子を食ひたく思はば、人なみ〳〵のものとなりて後に求めに來るべし、汝諸人の哀みを被り、わづかに露命をつなぐ身を以て、錢あればとて上菓子を食ふことのあるべしや、世をおそれざる不屈の族なり、とく〳〵行くべきなり、須臾も店先を塞ぐべからずと、いたく叱りて追立てければかの乞食は頭をかゝへて何處ともなく逃失せぬ、

（雲萍雜誌）

△施しては自ら喜べ

時は師走の末つかた、空どんよりと薄暗く、比叡颪に雪さへ交る寒い夕まぐれ、一休が唯一人、今出川口の河原へ差掛ると、そこに丸裸の乞食がひう〳〵と吹く朔風に曝されて、ぶる〳〵顫へて居る、此を見た一休はおゝ可愛さうにと湧出る同情の涙に前後も考へず、着てゐた小袖を脱いで、おゝ寒からう掴僧も唯一枚の小袖だが、それでもまだ袈裟や法衣がある、これをお前に遣るよとて與へた、乞食は額を地に磨付けて喜ぶであらうと思ひの外、有難いと禮言ふどころかさもうるさゝうに仕方がないから着てやると言はぬばかりの顏付で不承々々にそれを受取つた、一休も甚だ面白くない、可哀さうだと思へばこそ自分の不自由を忍んで與へたものを、嬉しさうな顏もしないで、お前は何だ僅か一文二文の端錢を貰うても有難う御座いますと喜ぶ癖に、自分の不自由を忍んで與へた小袖を、嬉しいとも言はぬぢやないかと、むつとして言つた、乞食は一休の顏をまじ〳〵と眺めてゐたが、これは不思議。貴僧は私に小袖をくれて置いて、御自分にそれを嬉しいとは思召されぬかと、却つて意外の返答に、一休は恰もお胴ッと勢能く打込んだ手が外れ、却つてお面ッとしたゝかに打込まれた如く、たち〳〵と一足後へ逡つた、人に物を與へて自分に喜ぶ、此心あつてこそ善根にもなり布施にもなるのだと、はつと氣の付いた一休は如何にも〳〵これは拙衲の不覺、この年までそれと氣が付かなかつた、若しも今日其方に逢はなかつたならば、恐らく拙衲は一生この一大事を悟り得なかつたであらう、其方は誠の善智識と珠數押揉んで禮拜したかと思ふ間に、乞食の姿はふいと消えた、後には颯々たる松風の音、覺むれば禪榻一場の夢であつた、（一休奇行錄）

△道は須臾も離るべからず

吉田松陰入牢したとき、囚徒に對して孟子の講義をして聞かせた、中には私共の生命は今日あつて明日ないもの、悠々と孟子の講義を聞いても何になるかと、不平をいふものもあつた、先生は之に對して一日存すれば一日道を守らねばならぬ、道を守るは恰も食を爲すが如きものであると諭された。

△カントの讀書

哲學者カントは腦髓非常に明晰にして論文や小

說ならば初め二三頁を讀めば結末迄推測し得しを以て、全部讀了したる事なしといふ、然かも渠にしても全部讀まざるを得ざる書物あり、卽ち旅行記と歷史なり、之は如何なる論理の力を以てしても推測し得ざりしといふ。（吉野博士）

△先づ禿ぐ

人の將に老いんとするや頭先づ禿ぐ、國の將に亡びんとするや山先づ禿ぐ。

○東京市安全週間の創設

米國各地に於ては夙に安全週間を設け官民協力して災害の減少を計り其成績著しきものあるに鑑み內田嘉吉氏等四百餘名の有志相謀りて安全第一協會を設立し六月十五日より二十一日に至る一週間を東京市安全週間と定め大正七年度の災害統計街路竝に盜難の用心等を印刷したる安全周間心得書六十萬枚を市民に配附し且つ市民が特に佩用す

る徽章として國際的マークたる緑十字を採用する事とし尚電車内、浴場、理髪店、停車場等には「全市民協力して火元戸締交通衛生などに注意して災害の起らぬやうに努めませう」といふビラ一萬二千枚を掲げ更に各學校、工場、寺院、教會等の諸團體に於て災害防止講演會を開催し其主義思想の鼓吹に努めたる結果は良好の成績を擧ぐる事を得たり尤も交通事故の統計に就ては一見昨年の同期に比し故障多きが如く見ゆるも昨年の同期は雨天續なりしに反し本年は概ね曇天若くば晴天なりしに依り市民の外出數非常に多かりし結果にして一般より觀察して成功と稱するを得べく爾後機を見て時々實施すべき計劃の由なり隨而地方各都市に於ても之が實現を見るに至るべく國家社會の爲慶賀すべき試として發企者諸氏の勞を多とするものなり。

通信

○浦和監獄に於ける藤田式息心調和法實行成績概要

浦和監獄

健康增進、精神鍛錬の目的を以て藤田靈齋氏の修養法、即ち藤田式息心調和法を大正六年二月より當監獄本分監受刑者全體に對し時間を定めて其時間内任意的に實行せしむることとし其の實行方法は本監及熊谷分監雜居囚に在りては一日三回即ち毎朝出房後工場に於て洗面後配食準備中、午後罷業後還房して夜業開始前及び夜業を終り掃除を了して一定の時刻を經たる就寢前と定めて毎回約十五分間之を行はしめ、獨居拘禁者は雜居囚の行ふ同一時刻に實行せしむ、而して免業の日の如き

終日在房する場合は雜居囚獨居囚の別なく午前、午後、就寢前の三回常日の時刻に行はしむ。

川越分監少年受刑者に在りても毎日三回とし朝の分は雜居囚は毎朝洗面及冷水摩察を了へ教誨堂に繰り込み禮拜前椅坐せる儘約十五分間實行するものとす、此時に於て臨席の教誨師又は看守部長は輕く卓を叩き呼氣吸氣の調節を取り一齊ならしむ獨居拘禁者に對しては等しく毎朝洗面後各監房より廊下に出し背面向即ち自分の監房に面して正坐し別段に調節を取ることなく任意に約十五分間實行せしむ、夕の分は雜居囚は還房後夜業開始前各自席に正坐し約十分間實行す、獨居囚も各自の監房内に於て同一時刻に十分間實行せしめ、就寢前の分は雜居囚獨居囚を通じ、就寢十五分前正坐し號鐘を合圖に全監一齊に之を十五分間行ひ再び鐘聲に依り之を止め感謝の歌を唱ふて就寢せしむ而して此就寢前の實行時に限り隨意に帶を解き腹部膨滿緊縮の狀態を實視せしめ、調和法實修に關する興味を湧起せしむ、免業日の如き終日在房の場合は午前、午後、就寢前の三回常日の時刻夫々實行せしむ。

斯の如き方法に依り本分監全體に亙りて任意實行せしめたり、而して各監房には夫々方法の書籍を貸與し又職員全體の熱心なる指導、躬行範を示す等により漸次一般に效果あるべく感せらるゝに至りたるを以て一面具體的に健康狀態の試驗を爲さんとし、同年四月本監受刑者中篤志者五十名を撰び中途疾病其他事故等の爲め中止したる者を除き三十五名川越分監少年受刑者中五十名を撰び内二名疾病中止者を除きたる四十八名に就き一ヶ年間每月體量を調査して之を綜合し其の成績を見るに別表の如き良成績を示せり、其方法の容易にして處遇上毫も不都合を生せざるのみならず遇囚上靜肅を保つの利益あると精神上、身體上相當の效果を認むるに至れるを以て翌七年四月より命令を以て必ず之を行はしむることと爲し益勵行せしめ

今日に至れり、左に效果の重なる者に於ける二三の例を揭げん。

本監受刑者中效果の顯著なる者二三の例

詐欺　窃盜　再　犯　　某

右は十七歳より肋膜炎に罹り爾來年々秋季より春季に至る間、胸部疼痛呼吸困難なりしが、一年以前より熱心に調和法を行ふに至り、本冬は何等疼痛を感ぜざるのみならず一ヶ年間に體量一貫二百二十匁の增加を見るに至り、下腹部硬張。臍部上向し、心窩部陷沒柔軟にして、血行甚だ順調に、顏面血色麗しく絕えて感冒に罹ることなきに至り、元氣旺盛にして精神快活となれり。

强盜窃盜橫領　初　犯　　某

入監後時々感冒に罹り、食機不進、全身蒼白にして、睡眠中時々醒覺、遂に輕度の神經衰弱に罹りたり、然るに本調和法を行ふて以來、感冒に罹る事極めて少きに至り、不眠症も漸次恢復し神經衰弱症も不知不識の間治して、元氣旺盛となり、一時體量を減じたることありしも、遂に體量八百匁餘の增加を見るに至れり。

强盜殺人未遂　初　犯　　某

生來蒲柳の質なるが、在監二年位より胃腸病を患ひ、三年位より多少肺患を訴ふるに至り、神經質となり、微細の事に心神を勞し、不眠症、或は沈鬱に陷りたり、一方醫療の效果なるべきも一方本方法を行ふてより、傾穀することなく、沈鬱の度を減じ、一年間に體量五十匁の增加を見るに至れり、

放　火　初　犯　　某

性魯鈍、多少放火狂に類し、偏狂的行爲あるものなり、息心調和法の實行には、甚だ困難手數を要したりしが、漸次に效果あるを認して、實行せしむに至り、大に勵行し、下腹硬張、臍部上向、心窩柔軟にして形體を整ふに至り、呼息、吸息漸次法に適ひ、頁好に進むも、悲哉性愚にして、公案を求むることを得ず、既に年餘、觀念、確信を得せしめ、刑罰の威力と改化の實とを擧げしめんと努め、一面教育の力を恃み遂に「惡イ事ヲ仕ナイ」との公案を得せしむに至り、智能稍進み、假名文を讀み得る程度に至りたり、然して、昨年惡性感冒流行したる際、本人の出業せる工場にては、獨り本人のみ、之に罹さるいことなかりしは、其效果として之を認むるを得べし、釋放後も大に之を行ふべし、と申し居りたり。

窃盜詐欺橫領殺人未遂强盜　再犯　　某

性質沈鬱にして、著しき、發作性を有し、曾て、自ら川越分監工場に於て、左拇指第二節を切斷したることある者なりし

が、調和法實行以來、漸次其沈鬱性を減じ、目下平靜狀態を持續するに至れり。

斯の如く精神的良果を得たる者多數あり。

◎川越分監少年受刑者の效果概要

實行の當初に於て夫々方法を示し、又は書籍等により豫め概念を與へて施行せしめたり、中には往々方法を誤り、却て頭痛を感じ、或は眩暈を起し、又は腹痛を訴ふる者無きに非らず、殊に全く、家庭及學校教育等を受けたることなき、放浪性より、轉じて收監せられたる一部の者は、拘禁の痛苦、拘束の嚴肅なるに畏怖して、何事も正當の解釋を爲し能はざるあり、爲めに教誨師、教師戒護掛の職員等一致努力指導し、分監長亦親ら監獄醫と共に講話に、實行に、範を示したる結果、漸次其觀念を扶殖し得るに至り、更に監獄醫に於ては、少年受刑者の體質を上、中、下の三段に分類し、其數を等しくし、計五十名に就き、每月一回日を定め、體量を計り、效果の正確を求め、尙ほ各受持看守に於ては、調和法に關する一切を報告せしめて日誌に採錄し、體操受持の看守は尙ほ時々其要領を注意する等、あらゆる手段を盡して、勵行せしめたり。

而して病者、或は病後の衰弱者等は、出來得る範圍に於て、適宜の方法を取り、任意に之を行はしめ、床上に坐し能はざる者は、橫臥の儘實行せしめたり。

胃腸の疾患ありたる者にして、實行以來腹痛を癒し、胃部の膨滿を減じ、下痢止みて便通順調になりたる者、多數あり。

寢小便を治したる者、及脫腸の癒したる者、二三名あり。

肺患、肋膜炎、氣管支炎呼吸器等に關する疾患に罹り、一面醫療の效に因るべきも、一面調和法の效とも目すべきものありて、或は治癒し、或は輕快したる者、五六名ありたり。

頭痛、眩暈、腦貧血症にして、治癒又は輕快となれる者、及癲癇、視力減退、咽喉の工合惡し

き者、鼻呼吸の工合惡しきもの、齲血等の者にして、治癒、又は輕快せし者、亦相當の數を得たり。

動もすれば感冒に罹り易き者にして、氣候の變り目等にも、冒されざるに至りたる者、多數あり。

其他安眠の出來得る樣になりたる者、最も多數を占む。

少年期より靑年期に入らむとする過渡時代は、發育旺盛にして、體量の增加、外貌の變化等を起すものなるが、間々不眠症に冒さるゝ者あるは年齡の關係上免れざる所なり、然るに此方法實行以來容易に睡眠に入るを得て、殊に少年受刑者處遇の上より注意すべき、望鄕の念に驅られ悲觀の極、無謀の擧に出ずる者の減少したる一事なり、煩悶懊惱遂に自死を企つる者、或は一途に父慕し、母懷かしの念に驅られて、家鄕をのみ思ひ、安んぜざりし者等も、一度之を行ふてより、精神沈着となり、前後の思慮分別等も生起し、作業上、敎育上、好果多きを認む。

藤田式息心調和法試驗的實行體量成績

（本監成年受刑者三十五名各人別ニ就キ）

大正六年四月ヨリ大正七年三月ニ至ル一年間　△印ハ減

實行初月ノ體量	貫	匁	全三月目ノ體量	貫	匁	一ケ年間ノ體量增減	貫	匁	全六月目ノ體量	貫	匁	全九月目ノ體量	貫	匁	全一年目ノ體量	貫	匁	一ケ年間ノ體量增減	貫	匁
二、一〇〇			二、二〇〇			△		一〇〇	二、二〇〇			二、二〇〇			二、二〇〇			△		一〇〇
二、八〇〇			二、九一〇			△		一一〇	二、九一〇			二、九一〇			二、九一〇			△		一一〇
一〇、八〇〇			一〇、七五〇			△		五〇	一〇、七五〇			一〇、七五〇			一〇、七五〇			△		五〇
二、五二〇			二、五二〇			同			二、五二〇			二、五二〇			二、五二〇			同		
二、八一〇			二、八一〇			同			二、八一〇			二、八一〇			二、八一〇			同		
二、九二〇			二、九二〇			同			二、九二〇			二、九二〇			二、九二〇			同		
二、三一〇			二、三一〇			同			二、三一〇			二、三一〇			二、三一〇			同		
二、八〇〇			二、八〇〇			同			二、八〇〇			二、八〇〇			二、八〇〇			同		
二、七一〇			二、七一〇			同			二、七一〇			二、七一〇			二、七一〇			同		
二、六五〇			二、六五〇			同			二、六五〇			二、六五〇			二、六五〇			同		
二、七〇〇			二、七〇〇			同			二、七〇〇			二、七〇〇			二、七〇〇			同		
二、八〇〇			二、八〇〇			同			二、八〇〇			二、八〇〇			二、八〇〇			同		
二、七二〇			二、七二〇			同			二、七二〇			二、七二〇			二、七二〇			同		
二、七一〇			二、七一〇			同			二、七一〇			二、七一〇			二、七一〇			同		
二、八〇〇			二、八〇〇			同			二、八〇〇			二、八〇〇			二、八〇〇			同		
二、八一〇			二、八一〇			同			二、八一〇			二、八一〇			二、八一〇			同		
二、七五〇			二、七五〇			同			二、七五〇			二、七五〇			二、七五〇			同		
二、七二〇			二、七二〇			同			二、七二〇			二、七二〇			二、七二〇			同		
二、七一〇			二、七一〇			同			二、七一〇			二、七一〇			二、七一〇			同		
二、八〇〇			二、八〇〇			同			二、八〇〇			二、八〇〇			二、八〇〇			同		
二、八一〇			二、八一〇			同			二、八一〇			二、八一〇			二、八一

二、七一〇	一三、〇〇〇	一四、〇四〇	一三、四〇〇	六八〇	二、一四〇	一〇、〇〇〇	一三、四〇〇	一三、〇〇〇	一三、四〇〇	△一四〇	
二、七〇	一二、六〇〇	一二、九一〇	一二、三三〇	六八〇	二、一六〇	一〇、二三〇	一二、六〇〇	一二、九〇〇	一二、三三〇	△一六〇	
二、三六〇	二、四八	二、四三〇	二、四二〇	六五〇	二、一五〇	九、五四〇	二、四八〇	二、四三〇	二、四二〇	△三四〇	
九、〇〇〇	一〇、六二〇	一〇、三五〇	一〇、三四〇	六五〇	二、一四〇	一〇、〇〇〇	一〇、六二〇	一〇、三五〇	一〇、三四〇	△三四〇	
九、四三〇	九、七一〇	九、六四〇	九、六三〇	六五〇	二、一四〇	一〇、〇一〇	九、七一〇	九、六四〇	九、六三〇	△三四〇	
九、四四〇	一〇、一七〇	九、九三〇	九、九二〇	六五〇	二、一四〇	九、九六〇	一〇、一七〇	九、九三〇	九、九二〇	△三四〇	
一一、六一〇	一一、六九〇	一一、六四〇	一一、六三〇	六五〇	二、一四〇	一一、一〇〇	一一、六九〇	一一、六四〇	一一、六三〇	△三四〇	
一一、〇〇〇	一一、四四〇	一〇、八六〇	一一、〇二〇	六五〇	二、一四〇	一一、〇四〇	一一、四四〇	一〇、八六〇	一一、〇二〇	△三四〇	
一一、三二〇	一一、七八〇	一一、八六〇	一一、八五〇	六五〇	二、一四〇	一一、三三〇	一一、七八〇	一一、八六〇	一一、八五〇	△三四〇	
一一、二六〇	一一、二六〇	一一、二九〇	一一、二八〇	六五〇	二、一四〇	一一、二六〇	一一、二六〇	一一、二九〇	一一、二八〇	△三四〇	
一二、〇四〇	一二、〇四〇	一二、〇七〇	一二、〇六〇	六五〇	二、一四〇	一二、〇四〇	一二、〇四〇	一二、〇七〇	一二、〇六〇	△三四〇	
九、四八〇	九、五二〇	九、五六〇	九、五五〇	六五〇	二、一四〇	九、五二〇	九、五二〇	九、五六〇	九、五五〇	△三四〇	
一〇、五五〇	一〇、五五〇	一〇、三一〇	一〇、三〇〇	六五〇	二、一四〇	一〇、三五〇	一〇、五五〇	一〇、三一〇	一〇、三〇〇	△三四〇	
一一、一四〇	一一、一四〇	一一、一八〇	一一、一七〇	六五〇	二、一四〇	一一、一四〇	一一、一四〇	一一、一八〇	一一、一七〇	△三四〇	
一一、四一〇	一一、五一〇	一一、三四〇	一一、三三〇	六五〇	二、一四〇	一一、四一〇	一一、五一〇	一一、三四〇	一一、三三〇	△三四〇	
一一、二五〇	一一、二六〇	一一、二九〇	一一、二八〇	六五〇	二、一四〇	一一、二五〇	一一、二六〇	一一、二九〇	一一、二八〇	△三四〇	
一一、七二〇	一一、七二〇	一一、七五〇	一一、七四〇	六五〇	二、一四〇	一一、七二〇	一一、七二〇	一一、七五〇	一一、七四〇	△三四〇	
一一、六四〇	一一、六四〇	一一、六七〇	一一、六六〇	六五〇	二、一四〇	一一、六四〇	一一、六四〇	一一、六七〇	一一、六六〇	△三四〇	
一〇、六八〇	一〇、五四〇	一〇、五四〇	一〇、五三〇	六五〇	二、一四〇	一〇、六八〇	一〇、五四〇	一〇、五四〇	一〇、五三〇	△三四〇	
一一、〇七〇	一一、四〇〇	一一、〇四〇	一一、〇三〇	六五〇	二、一四〇	一一、〇七〇	一一、四〇〇	一一、〇四〇	一一、〇三〇	△三四〇	
一〇、二五〇	一一、六〇	一〇、四六〇	一〇、四五〇	六五〇	二、一四〇	一〇、二五〇	一一、六〇	一〇、四六〇	一〇、四五〇	△三四〇	

一二、一四〇	一二、四〇〇	一二、〇八〇	一二、〇六〇	六八〇	二、一四〇	一二、一四〇	一二、四〇〇	一二、〇八〇	一二、〇六〇	△一四〇	
一〇、〇〇〇	一〇、三三〇	一〇、〇二〇	一〇、〇一〇	六八〇	二、一四〇	一〇、〇〇〇	一〇、三三〇	一〇、〇二〇	一〇、〇一〇	△一四〇	
一二、六八〇	一二、六八〇	一二、七二〇	一二、七一〇	六八〇	二、一四〇	九、五四〇	一二、六八〇	一二、七二〇	一二、七一〇	△一四〇	
一二、三〇〇	一二、三〇〇	一二、三四〇	一二、三三〇	六八〇	二、一四〇	一二、三〇〇	一二、三〇〇	一二、三四〇	一二、三三〇	△一四〇	
一二、一五〇	一二、一七〇	一二、一九〇	一二、一八〇	六八〇	二、一四〇	一〇、〇五〇	一二、一七〇	一二、一九〇	一二、一八〇	△一四〇	
一二、一七〇	一二、一七〇	一二、二一〇	一二、二〇〇	六八〇	二、一四〇	一二、一七〇	一二、一七〇	一二、二一〇	一二、二〇〇	△一四〇	
一二、一九四〇	一二、一九四〇	一二、二三〇	一二、二二〇	六八〇	二、一四〇	一二、一九四〇	一二、一九四〇	一二、二三〇	一二、二二〇	△一四〇	
一二、一六〇	一二、一六〇	一二、一九〇	一二、一八〇	六八〇	二、一四〇	一二、一六〇	一二、一六〇	一二、一九〇	一二、一八〇	△一四〇	
一二、二〇〇	一二、二〇〇	一二、二三〇	一二、二二〇	六八〇	二、一四〇	一二、二〇〇	一二、二〇〇	一二、二三〇	一二、二二〇	△一四〇	
一二、二五〇	一二、二五〇	一二、二八〇	一二、二七〇	六八〇	二、一四〇	一二、二五〇	一二、二五〇	一二、二八〇	一二、二七〇	△一四〇	
一二、二四〇	一二、二四〇	一二、二七〇	一二、二六〇	六八〇	二、一四〇	一二、二四〇	一二、二四〇	一二、二七〇	一二、二六〇	△一四〇	
一二、二六〇	一二、二六〇	一二、二九〇	一二、二八〇	六八〇	二、一四〇	一二、二六〇	一二、二六〇	一二、二九〇	一二、二八〇	△一四〇	
一二、二八〇	一二、二八〇	一二、三一〇	一二、三〇〇	六八〇	二、一四〇	一二、二八〇	一二、二八〇	一二、三一〇	一二、三〇〇	△一四〇	
一二、三〇〇	一二、三〇〇	一二、三三〇	一二、三二〇	六八〇	二、一四〇	一二、三〇〇	一二、三〇〇	一二、三三〇	一二、三二〇	△一四〇	
一二、三二〇	一二、三二〇	一二、三五〇	一二、三四〇	六八〇	二、一四〇	一二、三二〇	一二、三二〇	一二、三五〇	一二、三四〇	△一四〇	
一二、三四〇	一二、三四〇	一二、三七〇	一二、三六〇	六八〇	二、一四〇	一二、三四〇	一二、三四〇	一二、三七〇	一二、三六〇	△一四〇	
一二、三六〇	一二、三六〇	一二、三九〇	一二、三八〇	六八〇	二、一四〇	一二、三六〇	一二、三六〇	一二、三九〇	一二、三八〇	△一四〇	
一二、三八〇	一二、三八〇	一二、四一〇	一二、四〇〇	六八〇	二、一四〇	一二、三八〇	一二、三八〇	一二、四一〇	一二、四〇〇	△一四〇	
一二、四〇〇	一二、四〇〇	一二、四三〇	一二、四二〇	六八〇	二、一四〇	一二、四〇〇	一二、四〇〇	一二、四三〇	一二、四二〇	△一四〇	
一二、四二〇	一二、四二〇	一二、四五〇	一二、四四〇	六八〇	二、一四〇	一二、四二〇	一二、四二〇	一二、四五〇	一二、四四〇	△一四〇	
一二、四四〇	一二、四四〇	一二、四七〇	一二、四六〇	六八〇	二、一四〇	一二、四四〇	一二、四四〇	一二、四七〇	一二、四六〇	△一四〇	
一二、四六〇	一二、四六〇	一二、四九〇	一二、四八〇	六八〇	二、一四〇	一二、四六〇	一二、四六〇	一二、四九〇	一二、四八〇	△一四〇	
一二、四八〇	一二、四八〇	一二、五一〇	一二、五〇〇	六八〇	二、一四〇	一二、四八〇	一二、四八〇	一二、五一〇	一二、五〇〇	△一四〇	
一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五三〇	一二、五二〇	六八〇	二、一四〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五三〇	一二、五二〇	△一四〇	
一二、五二〇	一二、五二〇	一二、五五〇	一二、五四〇	六八〇	二、一四〇	一二、五二〇	一二、五二〇	一二、五五〇	一二、五四〇	△一四〇	
一二、五四〇	一二、五四〇	一二、五七〇	一二、五六〇	六八〇	二、一四〇	一二、五四〇	一二、五四〇	一二、五七〇	一二、五六〇	△一四〇	
一二、五六〇	一二、五六〇	一二、五九〇	一二、五八〇	六八〇	二、一四〇	一二、五六〇	一二、五六〇	一二、五九〇	一二、五八〇	△一四〇	
一二、五八〇	一二、五八〇	一三、〇一〇	一三、〇〇〇	六八〇	二、一四〇	一二、五八〇	一二、五八〇	一三、〇一〇	一三、〇〇〇	△一四〇	
一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇二〇	一三、〇一〇	六八〇	二、一四〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇二〇	一三、〇一〇	△一四〇	
一三、〇二〇	一三、〇二〇	一三、〇四〇	一三、〇三〇	六八〇	二、一四〇	一三、〇二〇	一三、〇二〇	一三、〇四〇	一三、〇三〇	△一四〇	
一三、〇四〇	一三、〇四〇	一三、〇六〇	一三、〇五〇	六八〇	二、一四〇	一三、〇四〇	一三、〇四〇	一三、〇六〇	一三、〇五〇	△一四〇	
一三、〇六〇	一三、〇六〇	一三、〇八〇	一三、〇七〇	六八〇	二、一四〇	一三、〇六〇	一三、〇六〇	一三、〇八〇	一三、〇七〇	△一四〇	
一三、〇八〇	一三、〇八〇	一三、一〇〇	一三、〇九〇	六八〇	二、一四〇	一三、〇八〇	一三、〇八〇	一三、一〇〇	一三、〇九〇	△一四〇	
一三、一〇〇	一三、一〇〇	一三、一二〇	一三、一一〇	六八〇	二、一四〇	一三、一〇〇	一三、一〇〇	一三、一二〇	一三、一一〇	△一四〇	
一三、一二〇	一三、一二〇	一三、一四〇	一三、一三〇	六八〇	二、一四〇	一三、一二〇	一三、一二〇	一三、一四〇	一三、一三〇	△一四〇	
一三、一四〇	一三、一四〇	一三、一六〇	一三、一五〇	六八〇	二、一四〇	一三、一四〇	一三、一四〇	一三、一六〇	一三、一五〇	△一四〇	
一三、一六〇	一三、一六〇	一三、一八〇	一三、一七〇	六八〇	二、一四〇	一三、一六〇	一三、一六〇	一三、一八〇	一三、一七〇	△一四〇	
一三、一八〇	一三、一八〇	一三、二〇〇	一三、一九〇	六八〇	二、一四〇	一三、一八〇	一三、一八〇	一三、二〇〇	一三、一九〇	△一四〇	
一三、二〇〇	一三、二〇〇	一三、二二〇	一三、二一〇	六八〇	二、一四〇	一三、二〇〇	一三、二〇〇	一三、二二〇	一三、二一〇	△一四〇	
一三、二二〇	一三、二二〇	一三、二四〇	一三、二三〇	六八〇	二、一四〇	一三、二二〇	一三、二二〇	一三、二四〇	一三、二三〇	△一四〇	
一三、二四〇	一三、二四〇	一三、二六〇	一三、二五〇	六八〇	二、一四〇	一三、二四〇	一三、二四〇	一三、二六〇	一三、二五〇	△一四〇	
一三、二六〇	一三、二六〇	一三、二八〇	一三、二七〇	六八〇	二、一四〇	一三、二六〇	一三、二六〇	一三、二八〇	一三、二七〇	△一四〇	
一三、二八〇	一三、二八〇	一三、三〇〇	一三、二九〇	六八〇	二、一四〇	一三、二八〇	一三、二八〇	一三、三〇〇	一三、二九〇	△一四〇	
一三、三〇〇	一三、三〇〇	一三、三二〇	一三、三一〇	六八〇	二、一四〇	一三、三〇〇	一三、三〇〇	一三、三二〇	一三、三一〇	△一四〇	
一三、三二〇	一三、三二〇	一三、三四〇	一三、三三〇	六八〇	二、一四〇	一三、三二〇	一三、三二〇	一三、三四〇	一三、三三〇	△一四〇	
一三、三四〇	一三、三四〇	一三、三六〇	一三、三五〇	六八〇	二、一四〇	一三、三四〇	一三、三四〇	一三、三六〇	一三、三五〇	△一四〇	
一三、三六〇	一三、三六〇	一三、三八〇	一三、三七〇	六八〇	二、一四〇	一三、三六〇	一三、三六〇	一三、三八〇	一三、三七〇	△一四〇	
一三、三八〇	一三、三八〇	一三、四〇〇	一三、三九〇	六八〇	二、一四〇	一三、三八〇	一三、三八〇	一三、四〇〇	一三、三九〇	△一四〇	
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四二〇	一三、四一〇	六八〇	二、一四〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四二〇	一三、四一〇	△一四〇	
一三、四二〇	一三、四二〇	一三、四四〇	一三、四三〇	六八〇	二、一四〇	一三、四二〇	一三、四二〇	一三、四四〇	一三、四三〇	△一四〇	
一三、四四〇	一三、四四〇	一三、四六〇	一三、四五〇	六八〇	二、一四〇	一三、四四〇	一三、四四〇	一三、四六〇	一三、四五〇	△一四〇	
一三、四六〇	一三、四六〇	一三、四八〇	一三、四七〇	六八〇	二、一四〇	一三、四六〇	一三、四六〇	一三、四八〇	一三、四七〇	△一四〇	
一三、四八〇	一三、四八〇	一三、五〇〇	一三、四九〇	六八〇	二、一四〇	一三、四八〇	一三、四八〇	一三、五〇〇	一三、四九〇	△一四〇	
一三、五〇〇	一三、五〇〇	一三、五二〇	一三、五一〇	六八〇	二、一四〇	一三、五〇〇	一三、五〇〇	一三、五二〇	一三、五一〇	△一四〇	
一三、五二〇	一三、五二〇	一三、五四〇	一三、五三〇	六八〇	二、一四〇	一三、五二〇	一三、五二〇	一三、五四〇	一三、五三〇	△一四〇	
一三、五四〇	一三、五四〇	一三、五六〇	一三、五五〇	六八〇	二、一四〇	一三、五四〇	一三、五四〇	一三、五六〇	一三、五五〇	△一四〇	
一三、五六〇	一三、五六〇	一三、五八〇	一三、五七〇	六八〇	二、一四〇	一三、五六〇	一三、五六〇	一三、五八〇	一三、五七〇	△一四〇	
一三、五八〇	一三、五八〇	一三、六〇〇	一三、五九〇	六八〇	二、一四〇	一三、五八〇	一三、五八〇	一三、六〇〇	一三、五九〇	△一四〇	
一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六二〇	一三、六一〇	六八〇	二、一四〇	一三、六〇〇	一三、六〇〇	一三、六二〇	一三、六一〇	△一四〇	
一三、六二〇	一三、六二〇	一三、六四〇	一三、六三〇	六八〇	二、一四〇	一三、六二〇	一三、六二〇	一三、六四〇	一三、六三〇	△一四〇	
一三、六四〇	一三、六四〇	一三、六六〇	一三、六五〇	六八〇	二、一四〇	一三、六四〇	一三、六四〇	一三、六六〇	一三、六五〇	△一四〇	
一三、六六〇	一三、六六〇	一三、六八〇	一三、六七〇	六八〇	二、一四〇	一三、六六〇	一三、六六〇	一三、六八〇	一三、六七〇	△一四〇	
一三、六八〇	一三、六八〇	一三、七〇〇	一三、六九〇	六八〇	二、一四〇	一三、六八〇	一三、六八〇	一三、七〇〇	一三、六九〇	△一四〇	
一三、七〇〇	一三、七〇〇	一三、七二〇	一三、七一〇	六八〇	二、一四〇	一三、七〇〇	一三、七〇〇	一三、七二〇	一三、七一〇	△一四〇	
一三、七二〇	一三、七二〇	一三、七四〇	一三、七三〇	六八〇	二、一四〇	一三、七二〇	一三、七二〇	一三、七四〇	一三、七三〇	△一四〇	
一三、七四〇	一三、七四〇	一三、七六〇	一三、七五〇	六八〇	二、一四〇	一三、七四〇	一三、七四〇	一三、七六〇	一三、七五〇	△一四〇	
一三、七六〇	一三、七六〇	一三、七八〇	一三、七七〇	六八〇	二、一四〇	一三、七六〇	一三、七六〇	一三、七八〇	一三、七七〇	△一四〇	
一三、七八〇	一三、七八〇	一三、八〇〇	一三、七九〇	六八〇	二、一四〇	一三、七八〇	一三、七八〇	一三、八〇〇	一三、七九〇	△一四〇	
一三、八〇〇	一三、八〇〇	一三、八二〇	一三、八一〇	六八〇	二、一四〇	一三、八〇〇	一三、八〇〇	一三、八二〇	一三、八一〇	△一四〇	
一三、八二〇	一三、八二〇	一三、八四〇	一三、八三〇	六八〇	二、一四〇	一三、八二〇	一三、八二〇	一三、八四〇	一三、八三〇	△一四〇	
一三、八四〇	一三、八四〇	一三、八六〇	一三、八五〇	六八〇	二、一四〇	一三、八四〇	一三、八四〇	一三、八六〇	一三、八五〇	△一四〇	
一三、八六〇	一三、八六〇	一三、八八〇	一三、八七〇	六八〇	二、一四〇	一三、八六〇	一三、八六〇	一三、八八〇	一三、八七〇	△一四〇	
一三、八八〇	一三、八八〇	一三、九〇〇	一三、八九〇	六八〇	二、一四〇	一三、八八〇	一三、八八〇	一三、九〇〇	一三、八九〇	△一四〇	
一三、九〇〇	一三、九〇〇	一三、九二〇	一三、九一〇	六八〇	二、一四〇	一三、九〇〇	一三、九〇〇	一三、九二〇	一三、九一〇	△一四〇	
一三、九二〇	一三、九二〇	一三、九四〇	一三、九三〇	六八〇	二、一四〇	一三、九二〇	一三、九二〇	一三、九四〇	一三、九三〇	△一四〇	
一三、九四〇	一三、九四〇	一三、九六〇	一三、九五〇	六八〇	二、一四〇	一三、九四〇	一三、九四〇	一三、九六〇	一三、九五〇	△一四〇	
一三、九六〇	一三、九六〇	一三、九八〇	一三、九七〇	六八〇	二、一四〇	一三、九六〇	一三、九六〇	一三、九八〇	一三、九七〇	△一四〇	
一三、九八〇	一三、九八〇	一四、〇〇〇	一三、九九〇	六八〇	二、一四〇	一三、九八〇	一三、九八〇	一四、〇〇〇	一三、九九〇	△一四〇	
一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇二〇	一四、〇一〇	六八〇	二、一四〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇二〇	一四、〇一〇	△一四〇	
一四、〇二〇	一四、〇二〇	一四、〇四〇	一四、〇三〇	六八〇	二、一四〇	一四、〇二〇	一四、〇二〇	一四、〇四〇	一四、〇三〇	△一四〇	
一四、〇四〇	一四、〇四〇	一四、〇六〇	一四、〇五〇	六八〇	二、一四〇	一四、〇四〇	一四、〇四〇	一四、〇六〇	一四、〇五〇	△一四〇	
一四、〇六〇	一四、〇六〇	一四、〇八〇	一四、〇七〇	六八〇	二、一四〇	一四、〇六〇	一四、〇六〇	一四、〇八〇	一四、〇七〇	△一四〇	
一四、〇八〇	一四、〇八〇	一四、一〇〇	一四、〇九〇	六八〇	二、一四〇	一四、〇八〇	一四、〇八〇	一四、一〇〇	一四、〇九〇	△一四〇	
一四、一〇〇	一四、一〇〇	一四、一二〇	一四、一一〇	六八〇	二、一四〇	一四、一〇〇	一四、一〇〇	一四、一二〇	一四、一一〇	△一四〇	
一四、一二〇	一四、一二〇	一四、一四〇	一四、一三〇	六八〇	二、一四〇	一四、一二〇	一四、一二〇	一四、一四〇	一四、一三〇	△一四〇	
一四、一四〇	一四、一四〇	一四、一六〇	一四、一五〇	六八〇	二、一四〇	一四、一四〇	一四、一四〇	一四、一六〇	一四、一五〇	△一四〇	
一四、一六〇	一四、一六〇	一四、一八〇	一四、一七〇	六八〇	二、一四〇	一四、一六〇	一四、一六〇	一四、一八〇	一四、一七〇	△一四〇	
一四、一八〇	一四、一八〇	一四、二〇〇	一四、一九〇	六八〇	二、一四〇	一四、一八〇	一四、一八〇	一四、二〇〇	一四、一九〇	△一四〇	
一四、二〇〇	一四、二〇〇	一四、二二〇	一四、二一〇	六八〇	二、一四〇	一四、二〇〇	一四、二〇〇	一四、二二〇	一四、二一〇	△一四〇	
一四、二二〇	一四、二二〇	一四、二四〇	一四、二三〇	六八〇	二、一四〇	一四、二二〇	一四、二二〇	一四、二四〇	一四、二三〇	△一四〇	
一四、二四〇	一四、二四〇	一四、二六〇	一四、二五〇	六八〇	二、一四〇	一四、二四〇	一四、二四〇	一四、二六〇	一四、二五〇	△一四〇	
一四、二六〇	一四、二六〇	一四、二八〇	一四、二七〇	六八〇	二、一四〇	一四、二六〇	一四、二六〇	一四、二八〇	一四、二七〇	△一四〇	
一四、二八〇	一四、二八〇	一四、三〇〇	一四、二九〇	六八〇	二、一四〇	一四、二八〇	一四、二八〇	一四、三〇〇	一四、二九〇	△一四〇	
一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三二〇	一四、三一〇	六八〇	二、一四〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三二〇	一四、三一〇	△一四〇	
一四、三二〇	一四、三二〇	一四、三四〇	一四、三三〇	六八〇	二、一四〇	一四、三二〇	一四、三二〇	一四、三四〇	一四、三三〇	△一四〇	
一四、三四〇	一四、三四〇	一四、三六〇	一四、三五〇	六八〇	二、一四〇	一四、三四〇	一四、三四〇	一四、三六〇	一四、三五〇	△一四〇	
一四、三六〇	一四、三六〇	一四、三八〇	一四、三七〇	六八〇	二、一四〇	一四、三六〇	一四、三六〇	一四、三八〇	一四、三七〇	△一四〇	
一四、三八〇	一四、三八〇	一四、四〇〇	一四、三九〇	六八〇	二、一四〇	一四、三八〇	一四、三八〇	一四、四〇〇	一四、三九〇	△一四〇	
一四、四〇〇	一四、四〇〇	一四、四二〇	一四、四一〇	六八〇	二、一四〇	一四、四〇〇	一四、四〇〇	一四、四二〇	一四、四一〇	△一四〇	
一四、四二〇	一四、四二〇	一四、四四〇	一四、四三〇	六八〇	二、一四〇	一四、四二〇	一四、四二〇	一四、四四〇	一四、四三〇	△一四〇	
一四、四四〇	一四、四四〇	一四、四六〇	一四、四五〇	六八〇	二、一四〇	一四、四四〇	一四、四四〇	一四、四六〇	一四、四五〇	△一四〇	
一四、四六〇	一四、四六〇	一四、四八〇	一四、四七〇	六八〇	二、一四〇	一四、四六〇	一四、四六〇	一四、四八〇	一四、四七〇	△一四〇	
一四、四八〇	一四、四八〇	一四、五〇〇	一四、四九〇	六八〇	二、一四〇	一四、四八〇	一四、四八〇	一四、五〇〇	一四、四九〇	△一四〇	
一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五二〇	一四、五一〇	六八〇	二、一四〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五二〇	一四、五一〇	△一四〇	
一四、五二〇	一四、五二〇	一四、五四〇	一四、五三〇	六八〇	二、一四〇	一四、五二〇	一四、五二〇	一四、五四〇	一四、五三〇	△一四〇	
一四、五四〇	一四、五四〇	一四、五六〇	一四、五五〇	六八〇	二、一四〇	一四、五四〇	一四、五四〇	一四、五六〇	一四、五五〇	△一四〇	
一四、五六〇	一四、五六〇	一四、五八〇	一四、五七〇	六八〇	二、一四〇	一四、五六〇	一四、五六〇	一四、五八〇	一四、五七〇	△一四〇	
一四、五八〇	一四、五八〇	一四、六〇〇	一四、五九〇	六八〇	二、一四〇	一四、五八〇	一四、五八〇	一四、六〇〇	一四、五九〇	△一四〇	
一四、六〇〇	一四、六〇〇	一四、六二〇	一四、六一〇	六八〇	二、一四〇	一四、六〇〇	一四、六〇〇	一四、六二〇	一四、六一〇	△一四〇	
一四、六二〇	一四、六二〇	一四、六四〇	一四、六三〇	六八〇	二、一四〇	一四、六二〇	一四、六二〇	一四、六四〇	一四、六三〇	△一四〇	
一四、六四〇	一四、六四〇	一四、六六〇	一四、六五〇	六八〇	二、一四〇	一四、六四〇	一四、六四〇	一四、六六〇	一四、六五〇	△一四〇	
一四、六六〇	一四、六六〇	一四、六八〇	一四、六七〇	六八〇	二、一四〇	一四、六六〇	一四、六六〇	一四、六八〇	一四、六七〇	△一四〇	
一四、六八〇	一四、六八〇	一四、七〇〇	一四、六九〇	六八〇	二、一四〇	一四、六八〇	一四、六八〇	一四、七〇〇	一四、六九〇	△一四〇	
一四、七〇〇	一四、七〇〇	一四、七二〇	一四、七一〇	六八〇	二、一四〇	一四、七〇〇	一四、七〇〇	一四、七二〇	一四、七一〇	△一四〇	
一四、七二〇	一四、七二〇	一四、七四〇	一四、七三〇	六八〇	二、一四〇	一四、七二〇	一四、七二〇	一四、七四〇	一四、七三〇	△一四〇	
一四、七四〇	一四、七四〇	一四、七六〇	一四、七五〇	六八〇	二、一四〇	一四、七四〇	一四、七四〇	一四、七六〇	一四、七五〇	△一四〇	
一四、七六〇	一四、七六〇	一四、七八〇	一四、七七〇	六八〇	二、一四〇	一四、七六〇	一四、七六〇	一四、七八〇	一四、七七〇	△一四〇	
一四、七八〇	一四、七八〇	一四、八〇〇	一四、七九〇	六八〇	二、一四〇	一四、七八〇	一四、七八〇	一四、八〇〇	一四、七九〇	△一四〇	
一四、八〇〇	一四、八〇〇	一四、八二〇	一四、八一〇	六八〇	二、一四〇	一四、八〇〇	一四、八〇〇	一四、八二〇	一四、八一〇	△一四〇	
一四、八二〇	一四、八二〇	一四、八四〇	一四、八三〇	六八〇	二、一四〇	一四、八二〇	一四、八二〇	一四、八四〇	一四、八三〇	△一四〇	
一四、八四〇	一四、八四〇	一四、八六〇	一四、八五〇	六八〇	二、一四〇	一四、八四〇	一四、八四〇	一四、八六〇	一四、八五〇	△一四〇	
一四、八六〇	一四、八六〇	一四、八八〇	一四、八七〇	六八〇	二、一四〇	一四、八六〇	一四、八六〇	一四、八八〇	一四、八七〇	△一四〇	
一四、八八〇	一四、八八〇	一四、九〇〇	一四、八九〇	六八〇	二、一四〇	一四、八八〇	一四、八八〇	一四、九〇〇	一四、八九〇	△一四〇	
一四、九〇〇	一四、九〇〇	一四、九二〇	一四、九一〇	六八〇	二、一四〇	一四、九〇〇	一四、九〇〇	一四、九二〇	一四、九一〇	△一四〇	
一四、九二〇	一四、九二〇	一四、九四〇	一四、九三〇	六八〇	二、一四〇	一四、九二〇	一四、九二〇	一四、九四〇	一四、九三〇	△一四〇	
一四、九四〇	一四、九四〇	一四、九六〇	一四、九五〇	六八〇	二、一四〇	一四、九四〇	一四、九四〇	一四、九六〇	一四、九五〇

雷して外圍塀に立掛け置に乘じ踰越逃走せり間もなく看守が護房附近に巡回し來りたるに隣房囚より異樣の音響を聞きたりとの申出により直に房の周圍を精密檢査の結果逃走の事實判明し直に當直看守長は典獄に急報し典獄は直に登廳の上職員の非常召集を行ひ各要所に派遣警戒すると共に各警察及消防手の應援により百方捜査に努めたる結果六月三十日朝逮捕の旨電報ありたり逮捕の顚末は次號に詳記する所あるべし。

▲靜岡監獄濱松分監在監受刑者窃盜懲役五年藤原藤太郎(二七)は六月十六日新營獨居監建築工事叩き積み方運搬夫就役中午後二時二十分頃驟雨の爲雜役せる機會に乘じ看守の隙を窺ひ工事に使用せし梯子を持出し其先端に麻繩長七尺のものを結付けこの外圍塀に立掛け麻繩を塀外に垂下して踰越逃走せり同四十分に至り逃走の事實を發見し直に追跡し一方濱松警察署に急報應援を求め極力捜査中犯人は夜に入りて濱松市内の民家に忍入り單衣及袷襦各一枚を窃取して獄衣と着換へ尙雨傘其他を窃取して變裝し十七、十八兩日は附近の山野に露宿し十九日濱松市附近にて自轉車一輛を窃取し十九、廿の兩日は市内某旅館に宿泊し廿一日郡部に於て濱松與信所の所員と詐稱して十圓を騙取し廿二日再び同所附近にて材木店員なりと詐稱して五圓を騙取し之を浪費し廿四日に至り遂に窃取せる自轉車を賣却せんと徘徊中濱松警察署巡査の手に逮捕されたりとの爲本人は逃走罪に依り濱松區裁判所に於て懲役七月の言渡を受けたり。

○被告人の逃走逮捕　松山監獄拘禁窃盜被告人島崎嘉久太郎(四四)は去る五月二十日入浴に出房したる際房衣所に於て洋釘一本を拾得し密に房内に持込みこれを房内備付の箒の柄中に隱し置き同二十二日以降看守の隙を窺ひ釘を以て房内厠入口板戸上部鉄板の鉄込柱を鉄き取り其跡を雜巾を以て汚染せしめ容易に發見し得ざる狀態となし置き爾來絶えず同一手段を繰返し遂に二十八日に至り鉄板を外し厠天井に脫出せるに建築の際遺忘しありたる二寸洋釘を發見し部合二本の釘を以て天井外に壁代用に打付けある松六分板の釘付の部分を廿九日より卅一日迄毎朝起床前僅少の時間に於て看守の隙を窺ひ鉄き取り何時にても脫出し得る程度に爲し置き逃走の機會を待てり六月五日に至り就寢後戒護者の動靜を窺ひ監房に假下げ中の耕衫を竪に卷き蒲團を被せ金盥を枕の上に伏せて恰も就寢せる如く裝ひ置き翌六日午前二時前記の箇所より脫出し物置の前面に於て長一尺五寸徑五寸の丸太を拾ひこれを利用して中門を攀登し屋根に登り仕切板塀を傳ひ外塀を踰越逃走せり看守は絶えず巡回せるも當時蚊蠅を貪與しあり爲に透視困難なる爲犯人脫出に氣付かず午前四時五十分起床時に至りて漸く覺知し直に職員の非常召集を爲し要所を警戒すると共に一方各警察の應援を求め極力捜査中犯人は七八兩日一食も取らずして各所に潛伏し九日夜半某旅館に忍入り族客の手提鞄(金二圓七十錢單衣、マント其他價格百圓在中)を窃取し汽船に搭乘縣外に逃走せんと企て發船所に至れるも發船なかりしを以て三島驛より汽車により逃れ通謀して脫出を企てんが爲豫て包藏せし古釘を以て羽目板を取外し破獄逃走の意志より右行爲に及びたるものと判明せり。

○受刑者傷害　神戸監獄姫路分監在監受刑者橘領懲役五年田中長造(三九)は同工場器具の修繕に從事せる雜役夫窃盜懲役六年復犯太郎(四一)に對し曾て自己の機織用附屬品の修理を依頼せるに龜太郎の修理に付不滿の點ありて口論せる事あり以來兩囚反目相容れざりしが六月十二日午後一時頃長造は龜太郎に對し秤蓋の取替方に付き突然なぐりしも龜太郎は承諾せざりし結果大口論を始めしも戒護看守兩囚を嚴誡其場は事なきを得たるが長造は深く遺恨に思ひ恰も龜太郎が厠附近に於て餘念なく就業せるを見て好機逸すべからずとなし行儀を裝ひ密に作業用鉄を携へて龜太郎の背後に廻り鉄を以て背後より切りかゝり左手背其他に刺傷を負はしめ尙も暴行を加へんとせしも戒護看守直に驅付け取押へたり。

▲小管監獄在監受刑者殺人懲役十二年島田義美(二七)は同工場出役囚なる三木癸巳男の爲曾て作業上の事より口論の末面部をいたく毆打されし事あり癸巳男は其後己が暴狀を悔ひ義美に衷心謝罪し双方和解したる樣なりしが六月十三日午前十一時過義美は突然憤激の念を起したるにや工場に於て書貪前洗面中なる癸巳男の後方より鉋工用双渡一寸二分の截切庖丁を以て切付け後頭部に四ケ所左手に四ケ所治療日數二週間を要する切創を負はしめたり。

▲三池監獄在監受刑者窃盜懲役十五年森本藤七(四八)は他囚百十八名と共に宮の原炭坑内に出役中六月十九日午前十時頃分碩作業

走せんとせしが發車後とて待合室に次列車の着するを待合中三島警察署巡査の手に逮捕したり。

○受刑者逃走未遂　鹿兒島監獄大島分監在監受刑者窃盜懲役六年壽山爲眞(二七)は六月十二日午後五時出役工場に於て作業用として貸與の鋸並に手鋏を使用して工場厠上部明窓取付の窓桟を切斷し同所より脫出し屋根底を傳ふて同工場連接の檢身所屋根に登り同所より外圍板塀に飛付きこれを踰越逃走せるも直に追跡し五分間の後同分監を距る三丁餘の山谷に於て雜なく逮捕歸監せり

▲宮城監獄仙臺分監在監幼年囚窃盜初犯懲役三年鈴木貢助(十七)は五月三十一日仙臺分監より本監へ押送され本監門前を距る約二十間の所に於て看守が外套を脫がんとして手にせる腰繩を取落せるを奇貨とし手錠腰繩の儘逃走せるを同看守直に追跡し約六十間を距る鐵道線路に於て逮捕せり。

○死刑囚共謀逃走豫備　宮城監獄仙臺分監拘禁强盜殺人放火死刑確定囚小田忠市郎(四一)家宅侵入强盜放火及恐喝第一審死刑宣告第二審控訴棄却上告中佐々木忠次(二七)の兩名は相隣接せる雜居房に拘禁中の者なりしが五月三十日午後十時三十五分頃兩監房仕切上部に備付の電灯消燈したるを以て巡警看守は其旨部長に告げ直に取調ぶるに電球の緩みし結果なりと判明し點灯の上爲念更に監房裏窓より内部を觀察せしに兩房仕切高八尺の箇所に羽目板の取外されあるを發見したれば人員の調査を爲せるも異常なかりしに依り在房者に就き歷重取調の結果前記兩名が極刑を恐

上の些事より窃盗懲役十三年中川鶴藏（三八）と口論の末鶴藏の爲面部を毆打され其場は陰忍し居りたるも翌午前一時に至り憤激の情勃發し作業用の手斧を以て後頭部に斬付け疾病休業治療日數十四日を要する創傷を負はしめたり。

○受刑者縱死　福島監獄在監受刑者窃盗懲役三年丸山菊藏（六九）は老衰なれば入監以來準病者として處遇しつゝありしが最近胃腸加答兒症に罹りたるを以て病監へ收容治療中六月九日午後二時過看守が他の受刑者を入浴に引率し戒護せる隙に乘じ居房に於て蒲團を折疊み其上に括枕を載せ之を踏臺とし貸與の帶と褌とを結合て居房格子柱床上六尺の貫木に其兩端を括付け中央部に頭部を懸け縊死して縱首せるを受持看守に於て直に發見し監獄醫其他と共に救急手段を講ぜしも遂に蘇生するに至らず原因は老衰と病氣を苦にして前途悲觀の末なり。

▲奈良監獄在監受刑者窃盗懲役三年奥己之助（三九）は癲病患者にて入監以來獨離監に收容せしが去る四月下旬より流行性感冒に罹り治療中の處六月十五日午後三時半頃房内鐵窓格子最上部の帶鐵に兵兒帶の一端を括付け他の一端を以て頸部を結束して縱首せるを直に發見し應急手當を加へたるも蘇生するに至らず原因は例により病苦悲觀にあり。

▲豐多摩監獄在監受刑者窃盗前科犯懲役八月落合仙太郎（四五）は入監以來獨居房に在りて廠工鼻緒眞に從事せしが六月十六日午前五時五分頃房内に於て蒲團の上に監房常置箱蓋及水桶等を積重ね之を踏臺とし日中には廠屑及蒲團綿を填充し手拭を以て口腔を覆ひ作業素晶たる廠長さ約一尺のもの三筋を高六尺の窓鐵格子に掛け環狀に結合し之に帶を貫通頸部を纏ひ緊縛し踏臺を蹴倒して垂下縱首せるを受持看守に於て發見し直に監獄醫其他に於て應急處置を執りたるも其の効なし原因は遺書等なく且つ入監以來の擧動にも異狀なかりしにより推し難しと雖も本人の家族は目下全く離散し放免後倚るべき親族なく前途を悲觀せるにはあらずやと推せらる。

○被告人縱死　名古屋監獄拘禁詐欺被告近藤美吉（四四）は五月卅一日午後一時十五分頃看守の隙を窺ひ褌と兵兒帶とを結合し其一端を入口戸前なる格子の横木に他の一端を右側壁に取付ある網棚の親木に結付け之に懸垂して縱首せるを間もなく看守に於て發見し直に監獄醫其他臨付蘇生の方法を盡したるも遂に二時十五分絕命せり。

▲越へて六月廿六日同監に於て更に一名の被告人縱死せり其顚末を記せんに同監拘禁强盜被告中村芳丸（五〇）は四月廿八日名古屋地方裁判所に於て懲役二十年の判決を受け控訴の申立を爲し六月廿五日名古屋控訴院に於て控訴棄却の請求ありたるものにして當日歸監後兎角意氣銷沈し居るを認めたれば擔當看守をして萬一自殺を企つるなきや充分注意せしめ夜勤者にも注意を與へ置きたるが同夜は事なく翌朝五時十分人員點呼を終り看守の退くや直に縱首せるを同十五分に至り戒護看守に於て發見し他の看守を

獄醫に急報せしめ置き直に開房せんとせしも房扉容易に開かざるを以て其部一を破壞して入房したるに自己の細紐を以て房扉と柱とを緊縛しありたり而して縱死の方法は監房窓に差込み使用する蚊厨の枠より横木を折り取りて之に自己の博多帶を結び付け監房天井の四隅に設けある換氣口の一に右横木を差込みて支持せしめ之に垂下縱首せり依て監獄醫其他に於て十分應急手當を加へたるも蘇生せざりしと。

○被告人自殺未遂　秋田監獄拘禁業務横領被告河瀨金太郎（一九）は入監以來獨居拘禁中のものなりしが六月一日午前七時廿分頃房内備付の襯衣を窓格子に結付けて縱首せるを戒護看守に於て直に發見し應急手當を施したれば間もなく蘇生せり原因は五月廿八日檢證の爲犯罪現場に引致せられ鄕黨知己に對し自身の境遇を恥ぢ尙將來社會の壓斥を受くべきを思ひ彼是煩悶の結果厭世心を起せりと述べ居たり。

○受刑者壓死　三池監獄在監窃盗懲役九年九月出島楠吉（四七）は六月三十日採炭の爲宮ノ原坑内に出役他二名と共に支柱夫として就業中午前十時五十分天井岩石厚二尺八寸巾二尺五寸長八尺のもの墜落し他二名は無事避難せしも不幸本囚は其下に壓せられ即死を遂げたり。

叙任

叙從七位
叙正八位
任看守長
給十級俸東京監獄勤務ヲ命ス
函館、札幌、旭川、
十勝、網走、各監獄ヘ出張ヲ命ス
任看守長
給十級俸新潟監獄勤務ヲ命ス
依願免本官
任看守長
給十級俸宮崎監獄勤務ヲ命ス
松山監獄勤務ヲ命ス
級四級俸
靜岡監獄勤務ヲ命ス
給四級俸
叙勳五等授瑞寶章

正八位（長野）　鶴見宗空
看守長（沖繩）　西村仁太郎
東京監獄看守　多治比宗輿
監獄醫務囑託　芥川信
衞生
新潟監獄看守　長谷川清治
監獄醫　豐多摩　入江晃
小菅監獄看守　渡部瑛太
看守長（靜岡）　冀田長平
看守長（松山）　高野直四郎
從六位勳六等（長野）　大谷友次郎

叙勳五等授瑞寶章　正六位勳六等（京都）赤塚源二郎
叙勳七等授瑞寶章　看守長（宇都宮）佐藤吉郎
叙勳八等授瑞寶章　司法屬　羽柴鴻之助
叙勳八等授瑞寶章　看守長（札幌）藤居盧
叙勳八等授瑞寶章　看守長（名古屋）塚谷愼次郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（札幌）河池幸作
叙勳八等授瑞寶章　看守長（德島）阿武三笠
叙勳八等授瑞寶章　看守長（水戶）久野常松
叙勳八等授瑞寶章　看守長（沖繩）西村仁太郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（名古屋）會田德次郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（三池）森田曆藏
叙勳八等授瑞寶章　看守長（水戶）川上里司
叙勳八等授瑞寶章　看守長（大分）三島茂三郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（岐阜）森島柳太郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（三池）藤吉熊次郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（岐阜）大山喜藏
叙勳八等授瑞寶章　看守長（秋田）細川嘉吉
秋田監獄大館分監長ヲ命ス　秋田監獄勤務ヲ命ス　看守長　秋田監獄大館分監長　庄司善吉
叙從八位　同　山口荒治
叙正八位　看守長（秋田）　印南金次郎
（各通）　看守長（小菅）

給四級俸

（各通）

看守長（札幌）藤居盧
看守長（名古屋）塚谷愼次郎
看守長（札幌）河池幸作
看守長（德島）阿武三笠
看守長（水戶）久野常松
看守長（沖繩）西村仁太郎
看守長（名古屋）會田德次郎
看守長（三池）森田曆藏
看守長（水戶）川上里司
看守長（大分）三島茂三郎
看守長（岐阜）森島柳太郎
看守長（三池）藤吉熊次郎
看守長（岐阜）大山喜藏
看守長（秋田）細川嘉吉

給五級俸

（各通）

看守長（山形）大澤利之
看守長（岡山）佐野繁太郎
看守長（秋田）田端善三郎
看守長（宇都宮）秋山金吉
看守長（旭川）山岸治雄
看守長（宇都宮）柴崎緑
看守長（秋田）賀內利吉
看守長（安濃津）小野寺彌七
看守長（横濱）千葉貫
看守長（高松）貞方友吉
看守長（安濃津）津熊捨司
看守長（高松）石川平次郎
看守長（靜岡）長沼房吉
看守長（大分）三島茂三郎
看守長（神戶）渡邊播太郎
看守長（長野）前田政之助
看守長（十勝）駒澤和吉郎
看守長（千葉）島崎健
看守長（長崎）須藤善一郎

給六級俸

（各通）

看守長（旭川）竹內英夫
看守長（浦和）澤田幸太郎
看守長（千葉）甕川兵次
看守長（福岡）唐渡秀緒
看守長（福島）野村要太郎
看守長（福島）生天目升作
看守長（横濱）瀨藤義三
看守長（大阪）大西次夫
看守長（秋田）山口荒治
看守長（大分）馬見塚圓平
看守長（松江）濱本馬藏
看守長（神戶）中田主稅
看守長（大阪）山中鐵一
看守長（京都）米倉忠治
看守長（秋田）庄司善吉
看守長（秋田）平塚于柄
看守長（千葉）花坂四郎
看守長（秋田）細川嘉吉
看守長（奈良）大原虎夫

月俸參拾四圓給與

（各通）

看守長（和歌山）內田德三郎
看守長（新潟）福島三治
看守長（福岡）武藤勝次
看守長（福島）石澤信次
看守長（山形）松野八藏
看守長（長野）枇杷橋喜一
看守長（前橋）宮下啓助
看守長（東京）野手甚之助
看守長（東京）上田茂登治
看守長（德島）箕村弟三
看守長（宮城）關直勝
看守長（十勝）喜多義一
看守長（神戶）平多修司
看守長（神戶）井上松太郎

月俸參拾貳圓給與

看守長（三池）福山福太郎
看守長（長野）赤地馬之助
看守長（山形）井上吉次郎
看守長（前橋）永井梅太郎
看守長（岡山）緒方安章
看守長（和歌山）山東登
監獄通譯（集鴨）黑木麟鹿

給七級俸

（各通）

月俸參拾八圓給與

月俸參拾七圓給與

給八俸級

（各　通）

給九級俸
月俸貳拾九圓給與

看守長（鹿兒島）　廐　勝　熊
看守長（靜岡）　堀池猪太郎
看守長（京都）　印南眞一
看守長（巢鴨）　菊　樂　夷
看守長（巢鴨）　軸原憲一
看守長（函館）　吉田儀之助
看守長（松江）　小島耕一
看守長（松江）　井上清次郎
看守長（神戸）　前田寛一
看守長（山口）　德光源治
看守長（沖繩）　仲地清雄
看守長（札幌）　伊藤菊治

（各　通）

月俸貳拾八圓給與
岐阜監獄勤務ヲ命ス

月俸貳拾八圓給與

看守長（和歌山）　小林利吉
看守長（勝所）　宇田巢三
看守長（金澤）　金子　典
看守長（旭川）　橘井吉治
看守長（福島）　齋藤文藏
看守長（名古屋）　高木銀重
看守長（千葉）　小鯖房吉
看守長（鹿兒島）　田中重四郎
看守長（鹿兒島）　蒲地　弘

給十給俸
四給俸下賜
七級俸下賜

（各　通）

八級俸下賜
七級俸下賜

看守長（三池）　古賀鰭彦
看守長（大分）　古田　學
看守長（山形）　野崎辰雄
看守長（甲府）　宮城要次郎
看守長（東京）　伊藤福之
看守長（山口）　青木本支
看守長（松江）　內田鹿一
看守長（神戸）　木下榮樹
看守長（京都）　多田羅喜平
看守長（福岡）　高梨菊若
看守長（岡山）　北岡重民

看守長（岡山）　年末孔胤

看守長（沖繩）　德田安温
監獄醫（橫濱）　古矢嘉助
監獄醫（巢鴨）　山川宗治
監獄醫（長野）　小々高一左衛門
監獄醫（千葉）　佐藤金司
教誨師（札幌）　中澤亮雄
教誨師（新潟）　齋藤隆法
教誨師（岡山）　高階海量

八級俸下賜

（各通）

九級俸下賜
岡山監獄勤務ヲ命ス
任監獄醫
六級俸下賜豐多摩監獄勤務ヲ命ス
任教誨師
九級俸下賜巢鴨監獄勤務ヲ命ス
任教誨師
十級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス
四級俸下賜
六級俸下賜
陞叙高等官五等
陞高等官五等
給四級俸
給六級俸
大阪監獄雜務ヲ命ス
宮城監獄仙臺分監雜務ヲ命ス
任典獄補
叙高等官八等六級俸下賜名古屋監獄勤務ヲ命ス

教誨師（佐賀）　生三俊隆
教誨師（沖繩）　谷　廣圍
教誨師（山口）　熊谷最勝
教誨師（宇都宮）　佐々木英之

看守長（岐阜）　是松角太
　　土川種次郎

巢鴨監獄教誨師　增子賢慧
高知監獄教誨師　中島博行

典獄（甲府）　印南於菟吉
典獄補（巢鴨）　小橋川昭慶
典獄（山口）　山用一郎
典獄（水戸）　椎名通藏

司法屬　淺野芳雄
司法屬　扁谷與三

典獄補（堺分監長）　兒島三郎
監獄醫（宮城）　櫻田三六
看守長（名古屋）　谷田岩之助

任看守長
月俸貳拾七圓給與名古屋監獄勤務ヲ命ス
任看守長
月俸貳拾六圓給與名古屋監獄勤務ヲ命ス

名古屋監獄看守　榎本連雄
名古屋監獄看守　阿部新市

會報

○茶話會

六月二十一日（第三土曜）午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す、當日は昨年七月官命を帶び歐米各國視察の途に上られ無事任務を果して本月歸朝せられし司法技師工學士橫濱勉氏を講師として招聘す、氏は其視察談として歐米各國に於て最も進歩せる二監獄即ち米國ミネソタ州スチルウオーター監獄及同イリノイ州ジョリエット監獄を稟げ其構造、設備、所遇等に現れたる著明なる進歩の迹に就き時餘に亙り仔細に紹介さるゝ所あり滿場拍手の裡に午後三時半降壇せられ後更に氏が彼

地に於て得られたる建築物、彫刻物等の寫眞數十葉に就き聽衆の質問に應じ懇切なる說明を試みらる、吾人は聽衆が司獄官吏として緊要なる最新知識を得、稗益する所多大なりしを喜ぶものなり

後一般會員には別室に於て茶菓の饗應あり各自歡談を交へ午後五時過散會せり、當日來會せる會員の氏名左の如し。

秋山太郎　苦池地六郎　德永清次郎
伊藤秋朔　遠藤作馬　立石俞
佐藤益治郎　小川檍治　給前仲治郎
米陀市藏　山本彌四郎　龜岡勇
石塚義三郎　廣部惇　小林陸
成毛清　高松竹三郎　武田懸宏
岡見數馬　金澤公炳　關毅
印南金次郎　三浦治郎　本眞英龍
上野泰吉　求槍松　齋藤敬二
小原綱五郎　橫倉藤四郎　西鄉民吉
高田利八郎　藤井藤藏　工藤政吉
島崎健　林定弘　小畑榮造
小林平太郎　野手甚之助　千葉貢
里誠一　藤井重照　勝水淳行
寺門與四郎　佐々木豐茂　富田富藏
板垣時郎　勝岡原善　涌永玄痴
鈴鹿由太郎　松田正憲　東山輝雄
澤田幸太郎　渡邊才一郎　仲田保
淺谷才次　双木文四郎　和田岩雄
齋藤房治　今泉柳一郎　大草東三郎
扇谷與三　植木清　柳澤彌右衞門
深山嘉市　西浦彥作　小橋川昭慶
黑田源太郎　山中儀三郎　柴田常次郎
齋藤渉　山中與三郎　古矢嘉助
市川寅造　長谷場圭介　霜山精一
山下啓次郎　白井勇松　印南於菟吉
有馬四郎助　鈴木信彌　野口謹造
坪井直彥　山岡萬之助　河村善益
北島眞吉　辻敬助　松井和義
谷田三郎

○贈與金

本會は會則第十一條第四號及同第五號に依り退職贈與金として故看守與谷增太郎氏遺族外三十五名に對し金七圓以下の金員を贈與し六月十三日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したり。

大場法學博士校閱　根本顯太郎著

指紋法解說

（改正指紋紙取扱規定並ニ解說添付）

菊判百五十八頁
插畫百九十五個
實費金四十五錢
郵稅金六錢

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士　廣中佐兵衞述

貧民制度幷ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金參拾錢
郵稅金四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正八年七月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　文社

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾貳卷第七號（大正八年七月二十日發行每月一回二十日發行）